

令和４年長浜市議会３月定例会

議案書

- ４ 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第１号）
- 12 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第２号）
- 別冊 令和４年度長浜市一般会計予算
- 別冊 令和４年度長浜市国民健康保険特別会計予算
- 別冊 令和４年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
- 別冊 令和４年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 別冊 令和４年度長浜市介護保険特別会計予算
- 別冊 令和４年度長浜市休日急患診療所特別会計予算
- 別冊 令和４年度長浜市農業集落排水事業特別会計予算
- 別冊 令和４年度長浜市病院事業会計予算
- 別冊 令和４年度長浜市老人保健施設事業会計予算
- 別冊 令和４年度長浜市公共下水道事業会計予算
- 16 令和４年度長浜市一般会計補正予算（第１号）
- 29 令和４年度長浜市病院事業会計補正予算（第１号）
- 32 令和４年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第１号）
- 35 令和４年度長浜市一般会計補正予算（第２号）
- 47 令和３年度長浜市一般会計補正予算（第１４号）
- 93 令和３年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 109 令和３年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）
- 117 令和３年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）
- 125 令和３年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第２号）
- 137 令和３年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第１号）
- 148 令和３年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
- 162 令和３年度長浜市病院事業会計補正予算（第４号）
- 167 令和３年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第１号）
- 171 令和３年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第２号）
- 182 長浜市子ども医療費助成条例の制定について
- 186 長浜市個人情報保護条例の一部改正について
- 187 長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 188 長浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 189 長浜市行政財産目的外使用料条例の一部改正について

- 192 長浜市営駐輪場条例の一部改正について
- 193 長浜市国民健康保険条例の一部改正について
- 194 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 195 長浜市防災会議条例の一部改正について
- 196 長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例の一部改正について
- 198 長浜市企業立地促進条例の一部改正について
- 199 長浜市附属機関設置条例の一部改正について
- 200 長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 203 長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 204 長浜市水防協議会条例の廃止について
- 205 小谷財産区管理会の委員の選任について
- 207 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

議案第4号

専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月8日提出

長浜市長 浅見 宣義

専決第1号 令和3年度長浜市一般会計補正予算（第13号）

令和3年度長浜市一般会計補正予算（第13号）

令和3年度長浜市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ180,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,311,947千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年2月7日

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		745,546	180,000	925,546
	1 繰越金	745,546	180,000	925,546
歳入合計		60,131,947	180,000	60,311,947

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		6,463,242	180,000	6,643,242
	2 道路橋梁費	1,971,569	180,000	2,151,569
歳出合計		60,131,947	180,000	60,311,947

令和 3 年度長浜市一般会計
補正予算（第 1 3 号）説明書
専 決 処 分

歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	745, 546	180, 000	925, 546
計	745, 546	180, 000	925, 546

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	180,000	

歳出

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路維持費	954,014	180,000	1,134,014				180,000
計	1,971,569	180,000	2,151,569				180,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需 用 費	22,000	□雪寒対策費	180,000
12 委 託 料	150,000	燃料費	1,000
18 負担金、補助 及び交付金	8,000	光熱水費	6,000
		修繕料	15,000
		除雪作業委託料	150,000
		集落除雪作業補助金	8,000

議案第 5 号

専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 2 号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

専決第 2 号 令和 3 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 3 号）

令和3年度長浜市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度長浜市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和3年度長浜市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 長浜病院事業収益	14,290,000 千円	200,000 千円	14,490,000 千円
第1項 医業収益	13,333,239 千円	200,000 千円	13,533,239 千円
支 出			
第1款 長浜病院事業費用	14,290,000 千円	200,000 千円	14,490,000 千円
第1項 医業費用	13,935,234 千円	200,000 千円	14,135,234 千円

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年2月14日

長浜市長 藤井 勇治

令和 3 年度長浜市病院事業会計
補正予算（第 3 号）説明書
専 決 処 分

令和3年度 長浜市病院事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院 事 業 収 益			14,290,000	200,000	14,490,000	
	1. 医業収益		13,333,239	200,000	13,533,239	
		1. 入院収益	8,665,470	200,000	8,865,470	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院 事 業 費 用			14,290,000	200,000	14,490,000	
	1. 医業費用		13,935,234	200,000	14,135,234	
		2. 材料費	3,906,405	200,000	4,106,405	

令和4年度長浜市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度長浜市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ77,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,600,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年3月8日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		4,011,434	2,300	4,013,734
	2 県補助金	1,486,579	2,300	1,488,879
18 繰入金		3,639,908	74,700	3,714,608
	1 基金繰入金	3,574,928	74,700	3,649,628
歳入合計		51,523,000	77,000	51,600,000

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,061,052	24,434	6,085,486
	1 総務管理費	5,045,402	24,434	5,069,836
3 民生費		20,481,417	7,000	20,488,417
	1 社会福祉費	10,614,011	7,000	10,621,011
4 衛生費		4,831,190	2,028	4,833,218
	1 保健衛生費	4,831,190	2,028	4,833,218
5 労働費		20,311	2,000	22,311
	1 労働諸費	20,311	2,000	22,311
6 農林水産業費		2,399,655	22,626	2,422,281
	1 農業費	2,211,443	20,626	2,232,069
	2 林業費	185,029	2,000	187,029
7 商工費		764,145	9,900	774,045
	1 商工費	764,145	9,900	774,045
9 消防費		2,063,605	8,000	2,071,605
	1 消防費	2,063,605	8,000	2,071,605
10 教育費		5,374,425	1,012	5,375,437
	5 社会教育費	799,384	1,012	800,396
歳出合計		51,523,000	77,000	51,600,000

第2表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
神田まちづくりセンター整備事業 設計業務	令和4年度から 令和5年度まで	28,000千円

令和 4 年度長浜市一般会計
補正予算（第 1 号）説明書

歳入

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費県補助金	144,450	2,300	146,750
計	1,486,579	2,300	1,488,879

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	395,000	15,800	410,800
24 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	142,323	58,900	201,223
計	3,574,928	74,700	3,649,628

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	2,300	地域少子化対策重点推進事業補助金	800
		移住支援事業補助金	1,500

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	15,800		
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	58,900		

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 人権施策推進費	7,894	1,600	9,494			800	800
8 企画費	405,359	10,797	416,156			10,797	
9 地域振興費	141,343	8,597	149,940	2,300		6,297	
17 市民協働推進費	63,850	3,440	67,290			3,440	
計	5,045,402	24,434	5,069,836	2,300		21,334	800

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 社会福祉施設費	190,619	7,000	197,619				7,000
計	10,614,011	7,000	10,621,011				7,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委 託 料	1,600	□男女共同参画社会推進事業費 女性活躍スタートアップ支援事業委託料	1,600 1,600
8 旅 費	386	□企画管理経費	1,000
10 需 用 費	7	湖北環境経済協議会負担金	1,000
11 役 務 費	488	□都市ブランド力向上事業費	9,797
12 委 託 料	8,818	旅費	386
13 使用料及び賃借料	98	消耗品費	7
18 負担金、補助及び交付金	1,000	通信運搬費	488
		首都圏連携業務委託料	2,438
		長浜ファンプロジェクト推進事業委託料	2,640
		ワーケーション推進事業委託料	3,740
		使用料及び賃借料	98
12 委 託 料	5,397	□移住・定住対策事業費	8,597
18 負担金、補助及び交付金	3,200	移住促進事業委託料	5,397
		結婚新生活支援補助金	1,200
		移住就業支援補助金	2,000
7 報 償 費	914	□市民協働推進事業費	3,030
10 需 用 費	115	報償費	840
11 役 務 費	336	消耗品費	25
12 委 託 料	2,075	印刷製本費	90
		アドバイザー業務委託料	405
		高校生プロジェクト事業委託料	800
		イベント事業委託料	180
		I C Tの学び場づくり事業委託料	690
		□地域国際化推進事業費	410
		報償費	74
		筆耕翻訳料	336

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委 託 料	7,000	□健康パークあざい管理運営事業費 整備事業費	7,000 7,000

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 健康都市推進費	18,300	2,028	20,328			2,028	
計	4,831,190	2,028	4,833,218			2,028	

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 労働諸費	20,311	2,000	22,311			2,000	
計	20,311	2,000	22,311			2,000	

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 農業振興費	573, 482	20, 626	594, 108			20, 626	
計	2, 211, 443	20, 626	2, 232, 069			20, 626	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報 償 費	368	□健康づくり推進事業費	2,028
10 需 用 費	590	報償費	368
11 役 務 費	80	消耗品費	372
12 委 託 料	607	印刷製本費	218
13 使用料及び賃借料	383	広告料	80
		健康ステーション業務運営委託料	277
		情報システム委託料	330
		使用料及び賃借料	383

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報 償 費	195	□雇用対策事業費	2,000
8 旅 費	10	報償費	195
10 需 用 費	71	旅費	10
12 委 託 料	1,700	印刷製本費	71
13 使用料及び賃借料	24	働く女性ネットワーク育成事業委託料	1,700
		使用料及び賃借料	24

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報 償 費	6	□持続可能な農業経営支援事業費	10,000
8 旅 費	446	水田野菜・花き栽培生産拡大推進事業補助金	10,000
10 需 用 費	26	□6次産業化推進事業費	10,626
12 委 託 料	10,100	報償費	6
13 使用料及び賃借料	48	旅費	446
		消耗品費	20
18 負担金、補助及び交付金	10,000	燃料費	6
		農業資源活用・流通拡大促進業務委託料	2,000
		市場ニーズに応える6次産業化実証事業委託料	8,100
		使用料及び賃借料	48

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 林業振興費	173,974	2,000	175,974			2,000	
計	185,029	2,000	187,029			2,000	

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工業振興費	325,867	2,400	328,267			2,400	
3 観光費	199,397	7,500	206,897			7,500	
計	764,145	9,900	774,045			9,900	

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 災害対策費	105,997	8,000	113,997				8,000
計	2,063,605	8,000	2,071,605				8,000

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 生涯学習費	195,161	1,012	196,173			1,012	
計	799,384	1,012	800,396			1,012	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	2,000	□林業振興対策事業費 2,000 森林資源活用・流通拡大促進業務委託料 2,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	2,400	□商業振興対策事業費 2,400 地域再生エリアコーディネート業務委託料 2,400
12 委 託 料	1,500	□宿泊・滞在型観光推進事業費 7,500
18 負担金、補助 及び交付金	6,000	国際観光業務委託料 1,500 体験型観光推進事業負担金 6,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	8,000	□自主防災体制づくり事業費 8,000 整備事業費 8,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報 償 費	370	□生涯学習推進事業費 1,012
10 需 用 費	71	報償費 370
13 使用料及び賃 借 料	571	消耗品費 71 使用料及び賃借料 571

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和3年度末までの支出額
又は支出額の見込み、及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和3年度末までの 支 出 （ 見 込 ） 額		令和4年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
神田まちづくりセンター整備事業設計業務	28,000			令和4年度から 令和5年度まで	28,000				28,000

令和 4 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度長浜市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第 2 款 湖北病院事業収益	3,133,500 千円	16,500 千円	3,150,000 千円
第 1 項 医業収益	2,393,254 千円	16,500 千円	2,409,754 千円
支		出	
第 2 款 湖北病院事業費用	3,133,500 千円	16,500 千円	3,150,000 千円
第 1 項 医業費用	2,961,216 千円	16,500 千円	2,977,716 千円

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 4 年度長浜市病院事業会計
補正予算（第 1 号）説明書

令和4年度 長浜市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2 . 湖 北 病 院			3,133,500	16,500	3,150,000	
事 業 収 益	1. 医業収益		2,393,254	16,500	2,409,754	
		1.入院収益	1,437,346	16,500	1,453,846	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2 . 湖 北 病 院			3,133,500	16,500	3,150,000	
事 業 費 用	1. 医業費用		2,961,216	16,500	2,977,716	
		3. 経費	580,886	16,500	597,386	

令和 4 年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度長浜市老人保健施設事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第 1 款 老人保健施設事業収益	499,600 千円	4,400 千円	504,000 千円
第 1 項 療養収益	493,081 千円	4,400 千円	497,481 千円
支		出	
第 1 款 老人保健施設事業費用	499,600 千円	4,400 千円	504,000 千円
第 1 項 療養費用	497,100 千円	4,400 千円	501,500 千円

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 4 年度長浜市老人保健施設事業会計
補正予算（第 1 号）説明書

令和4年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）実施計画
収益の収入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 老人保健施設 事業収益			499,600	4,400	504,000	
	1. 療養収益		493,081	4,400	497,481	
		1. 施設療養収益	410,018	4,400	414,418	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 老人保健施設 事業費用			499,600	4,400	504,000	
	1. 療養費用		497,100	4,400	501,500	
		3. 経費	114,387	4,400	118,787	

令和 4 年度長浜市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度長浜市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 269,701 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51,869,701 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		6,344,979	269,701	6,614,680
	1 国庫負担金	5,476,596	141,209	5,617,805
	2 国庫補助金	838,374	128,492	966,866
歳入合計		51,600,000	269,701	51,869,701

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		4,833,218	269,701	5,102,919
	1 保健衛生費	4,833,218	269,701	5,102,919
歳出合計		51,600,000	269,701	51,869,701

令和 4 年度長浜市一般会計
補正予算（第 2 号）説明書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費国庫負担金	3,502	141,209	144,711
計	5,476,596	141,209	5,617,805

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費国庫補助金	5,737	128,492	134,229
計	838,374	128,492	966,866

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費負担金	141, 209	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 141, 209

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費補助金	128,492	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 費補助金 128,492

歳出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 予防接種費	331,386	269,701	601,087	269,701			
計	4,833,218	269,701	5,102,919	269,701			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	7,167	□新型コロナウイルスワクチン接種推進事業費	269,701
3 職 員 手 当 等	5,563	報酬	7,167
4 共 済 費	1,294	職員手当等	5,563
8 旅 費	123	共済費	1,294
10 需 用 費	3,677	旅費	123
11 役 務 費	2,654	消耗品費	1,000
12 委 託 料	247,481	燃料費	90
13 使用料及び賃借料	1,742	印刷製本費	2,091
		光熱水費	496
		通信運搬費	729
		広告料	572
		手数料	1,036
		筆耕翻訳料	317
		予防接種委託料	246,489
		駐車場整理委託料	992
		使用料及び賃借料	1,742

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,059	44,754	
	議 員	24	102,080		34,693	3.35			136,773	34,651	171,424	
	その他の特別職	1,728	77,669						77,669		77,669	
	計	1,755	179,749	28,200	44,140			48	252,137	41,710	293,847	
補正前	長 等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,059	44,754	
	議 員	24	102,080		34,693	3.35			136,773	34,651	171,424	
	その他の特別職	1,728	77,648						77,648		77,648	
	計	1,755	179,728	28,200	44,140			48	252,116	41,710	293,826	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職		21						21		21	
	計		21						21		21	

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,371 (1,151)	1,015,294	4,577,652	3,372,151	8,965,097	1,611,521	10,576,618	
補正前	1,371 (1,142)	1,008,148	4,577,652	3,366,588	8,952,388	1,610,227	10,562,615	
比 較	(9)	7,146		5,563	12,709	1,294	14,003	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	106,378	84,537	22,050	197,059	355,419	648	2,015	1,216,588	620,606	138,834		43,917	584,100
補正前	106,378	84,537	22,050	197,059	351,299	648	2,015	1,215,145	620,606	138,834		43,917	584,100
比 較					4,120			1,443					

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	984 (16)		3,595,332	2,878,295	6,473,627	1,205,625	7,679,252	
補正前	984 (16)		3,595,332	2,874,175	6,469,507	1,205,625	7,675,132	
比 較				4,120	4,120		4,120	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	106,378	61,150	22,050	197,059	304,028		1,739	859,892	620,606	111,476		43,917	550,000
補正前	106,378	61,150	22,050	197,059	299,908		1,739	859,892	620,606	111,476		43,917	550,000
比 較					4,120								

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	387 (1,135)	1,015,294	982,320	493,856	2,491,470	405,896	2,897,366	
補正前	387 (1,126)	1,008,148	982,320	492,413	2,482,881	404,602	2,887,483	
比 較	(9)	7,146		1,443	8,589	1,294	9,883	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		23,387			51,391	648	276	356,696		27,358			34,100
補正前		23,387			51,391	648	276	355,253		27,358			34,100
比 較								1,443					

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料		1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分		
職員手当	5,563	1.制度改正に伴う増減分		
		2.その他の増減分	5,563	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和4年 1月1日 現在	平均給料月額	328,885	397,932	285,276	309,818				212,383
	平均給与月額	403,243	504,882	332,639	356,661				234,595
	平均年齢(歳)	43歳5月	47歳3月	36歳7月	54歳1月				62歳1月

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900		-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日 現在	1	42	6.7	1			1	55	19.1	1		
	2	58	9.2	2	17	60.7	2	87	30.2	2	4	23.5
	3	114	18.1	3	8	28.6	3	50	17.4	3	2	11.8
	4	175	27.7	4	3	10.7	4	51	17.7	4	11	64.7
	5	142	22.5				5	25	8.7			
	6	65	10.3				6	20	6.9			
	7	35	5.5				7					
	計	631	100	計	28	100	計	288	100	計	17	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日 現在	1			1			1			1	15	42.9
	2			2			2			2	10	28.6
	3			3			3			3	2	5.7
	4			4			4			4	2	5.7
				5			5			5	4	11.4
				6			6			6	2	5.7
				7						7		
	計			計			計			計	35	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和4年度	2.225	2.225	4.450	有	
国の制度	2.225	2.225	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和4年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.05	-	-	0.07	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和4年1月1日現在)	7.31	11.25	-	-	11.76	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

令和 3 年度長浜市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 3 年度長浜市一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 399,412 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59,912,535 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		16,079,903	270,000	16,349,903
	1 市民税	6,211,279	400,000	6,611,279
	2 固定資産税	7,987,256	△130,000	7,857,256
9 地方特例交付金		488,000	△3,107	484,893
	1 地方特例交付金	133,000	△3,107	129,893
10 地方交付税		13,200,000	1,715,470	14,915,470
	1 地方交付税	13,200,000	1,715,470	14,915,470
12 分担金及び負担金		262,716	△36,630	226,086
	2 負担金	247,368	△36,630	210,738
14 国庫支出金		12,723,101	△188,593	12,534,508
	1 国庫負担金	6,460,188	△366,261	6,093,927
	2 国庫補助金	6,232,047	177,668	6,409,715
15 県支出金		3,926,301	△98,111	3,828,190
	1 県負担金	2,045,307	△20,629	2,024,678
	2 県補助金	1,550,490	△77,482	1,473,008
16 財産収入		408,910	428	409,338
	1 財産運用収入	196,916	428	197,344
17 寄附金		100,000	280,600	380,600
	1 寄附金	100,000	280,600	380,600
18 繰入金		3,750,173	△1,640,741	2,109,432
	1 基金繰入金	3,679,735	△1,640,741	2,038,994
19 繰越金		925,546	393,743	1,319,289
	1 繰越金	925,546	393,743	1,319,289
20 諸収入		1,213,111	△12,000	1,201,111
	4 受託事業収入	42,135	△5,000	37,135
	5 雑入	1,118,619	△7,000	1,111,619
21 市債		3,726,700	△1,080,471	2,646,229
	1 市債	3,726,700	△1,080,471	2,646,229
歳 入 合 計		60,311,947	△399,412	59,912,535

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		270,360	△6,670	263,690
	1 議会費	270,360	△6,670	263,690
2 総務費		5,713,768	498,633	6,212,401
	1 総務管理費	4,724,307	495,541	5,219,848
	2 徴税費	406,120	△1,000	405,120
	3 戸籍住民基本台帳費	339,427	4,092	343,519
3 民生費		24,495,382	△578,161	23,917,221
	1 社会福祉費	11,750,665	△36,736	11,713,929
	2 児童福祉費	10,787,742	△360,118	10,427,624
	3 生活保護費	1,956,975	△181,307	1,775,668
4 衛生費		6,208,208	△292,829	5,915,379
	1 保健衛生費	6,208,208	△292,829	5,915,379
5 労働費		22,221	1,222	23,443
	1 労働諸費	22,221	1,222	23,443
6 農林水産業費		2,245,429	99,012	2,344,441
	1 農業費	2,045,075	73,604	2,118,679
	2 林業費	194,908	2,408	197,316
	3 水産業費	5,446	23,000	28,446
7 商工費		1,946,131	△176,652	1,769,479
	1 商工費	1,946,131	△176,652	1,769,479
8 土木費		6,643,242	51,134	6,694,376
	1 土木管理費	379,149	△1,109	378,040
	2 道路橋梁費	2,151,569	△3,077	2,148,492
	3 河川費	348,437	△108,233	240,204
	4 都市計画費	2,726,201	170,263	2,896,464
	5 住宅費	1,037,886	△6,710	1,031,176
9 消防費		2,187,840	△8,374	2,179,466
	1 消防費	2,187,840	△8,374	2,179,466
10 教育費		5,836,842	13,273	5,850,115
	1 教育総務費	1,286,485	43,712	1,330,197
	2 小学校費	1,079,569	14,500	1,094,069
	4 幼稚園費	652,857	△67,000	585,857
	5 社会教育費	915,514	3,363	918,877
	6 保健体育費	1,544,858	18,698	1,563,556

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳	出	60,311,947	△399,412	59,912,535

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公有財産管理事務経費	94,000
		浅井支所等管理経費	8,400
		湖北支所等管理経費	5,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理事務経費	4,092
3 民生費	1 社会福祉費	生活困窮者自立支援事業	156,300
		高齢者福祉施設管理運営事業	46,000
	2 児童福祉費	認定こども園園舎等維持管理経費	68,000
6 農林水産業費	1 農業費	担い手支援事業	19,820
		土地改良事業	20,400
	3 水産業費	水産業振興事業	23,000
7 商工費	1 商工費	商業振興対策事業	25,000
8 土木費	2 道路橋梁費	南田附神前線整備事業	78,229
		木之本線整備事業	51,000
		橋梁長寿命化事業	49,352
	3 河川費	河川総務事務経費	7,373
		河川改良事業	5,700
		急傾斜地崩壊対策事業	57,327
		地域整備事業	13,808
	4 都市計画費	豊公園再整備事業	45,883
9 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	6,000
10 教育費	1 教育総務費	教育委員会事務経費	59,000
	2 小学校費	小学校校舎等維持管理経費	14,500
	5 社会教育費	社会教育諸経費	2,502
		生涯学習施設整備事業	13,600
		指定文化財等保存整備事業	5,029
	6 保健体育費	スポーツ施設整備事業	26,778

第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園施設整備事業	千円 19,200	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものにより、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地整備事業	千円 26,100	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 68,100	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
河川整備事業	8,900				34,100			
都市計画施設整備事業	201,200				174,700			
消防施設整備事業	49,600				44,300			
学校教育施設整備事業	2,500				6,100			
臨時財政対策	2,100,000				1,451,429			

廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅整備事業	千円 490,100	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものにより、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。

令和 3 年度長浜市一般会計
補正予算（第 1 4 号）説明書

歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 個人	5,482,169	200,000	5,682,169
2 法人	729,110	200,000	929,110
計	6,211,279	400,000	6,611,279

(款) 1 市税

(項) 2 固定資産税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 固定資産税	7,974,641	△130,000	7,844,641
計	7,987,256	△130,000	7,857,256

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方特例交付金	133,000	△3,107	129,893
計	133,000	△3,107	129,893

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	13,200,000	1,715,470	14,915,470
計	13,200,000	1,715,470	14,915,470

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費負担金	247,305	△36,630	210,675
計	247,368	△36,630	210,738

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費国庫負担金	5,490,906	△225,052	5,265,854
4 衛生費国庫負担金	969,282	△141,209	828,073

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	200,000	個人市民税	200,000
1 現年課税分	200,000	法人市民税	200,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	△130,000	固定資産税	△130,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方特例交付金	△3,107		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	1,715,470		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	△36,630	保育所入所児童保護者負担金	△36,630

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	△6,104	国民健康保険基盤安定対策費負担金	△6,104
3 児童福祉費負担金	△83,948	助産施設等入所措置費負担金	△4,019
		児童扶養手当給付費負担金	△26,666
		児童手当交付金	△23,263
		民間保育所運営費負担金	△25,000
		子育てのための施設等利用給付交付金	△5,000
4 生活保護費負担金	△135,000	生活保護費等負担金	△135,000
1 保健衛生費負担金	△141,209	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	△141,209

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	6,460,188	△366,261	6,093,927

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費国庫補助金	819,168	270,745	1,089,913
3 民生費国庫補助金	3,982,009	△61,819	3,920,190
4 衛生費国庫補助金	308,813	△128,492	180,321
7 商工費国庫補助金	0	12,500	12,500
8 土木費国庫補助金	1,059,320	68,360	1,127,680
10 教育費国庫補助金	51,765	16,374	68,139
計	6,232,047	177,668	6,409,715

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費県負担金	2,044,199	△20,629	2,023,570
計	2,045,307	△20,629	2,024,678

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費県補助金	149,914	△1,600	148,314
4 衛生費県補助金	24,649	△623	24,026
6 農林水産業費県補助金	540,648	18,228	558,876

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	270,745	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	4,092
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	266,653
2 老人福祉費補助金	5,481	地域介護・福祉空間整備等交付金	5,481
3 児童福祉費補助金	△67,300	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	△67,300
1 保健衛生費補助金	△128,492	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	△128,492
1 商工費補助金	12,500	官民連携まちなか再生事業補助金	12,500
3 河川費補助金	△12,477	社会資本整備総合交付金	△12,477
4 都市計画費補助金	△29,500	社会資本整備総合交付金	△29,500
5 住宅費補助金	110,337	社会資本整備総合交付金	110,337
1 小学校費補助金	2,140	学校施設整備費補助金	2,140
3 幼稚園費補助金	11,324	幼稚園施設整備費補助金	11,324
4 社会教育費補助金	2,910	文化芸術振興費補助金	2,910

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	1,632	国民健康保険基盤安定対策費負担金	1,632
3 児童福祉費負担金	△22,261	助産施設等入所措置費等負担金	△2,010
		児童手当負担金	△5,251
		民間保育所運営費負担金	△12,500
		子育てのための施設等利用給付交付金	△2,500

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	△1,600	電源立地地域対策交付金	△1,600
1 保健衛生費補助金	△623	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	△623
2 農業振興費補助金	△16,752	産地競争力の強化対策事業費補助金	△21,602
		環境保全型農業直接支払交付金	△6,750
		農業次世代人材投資事業費補助金	△8,220
		担い手確保・経営強化支援事業補助金	19,820

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費県補助金	181,017	△92,807	88,210
10 教育費県補助金	34,778	△680	34,098
計	1,550,490	△77,482	1,473,008

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
2 利子及び配当金	149,641	428	150,069
計	196,916	428	197,344

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費寄附金	100,000	280,600	380,600
計	100,000	280,600	380,600

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 農地費補助金	18,000	団体営農地防災事業費補助金	18,000
4 林業費補助金	16,980	湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業費補助金	9,500
		緊急捕獲等対策事業推進補助金	7,480
1 土木管理費補助金	△66,756	丹生水源地域整備事業特別交付金	△66,756
2 河川費補助金	△26,051	急傾斜地崩壊対策事業費補助金	△26,051
1 学校教育費補助金	△680	森林環境学習「やまのこ」事業費補助金	△680

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 基金利子	428	財政調整基金利子	△1,317
		減債基金利子	△2,954
		ふるさと振興基金利子	△1,064
		地域福祉基金利子	1,382
		教育施設整備基金利子	864
		文化芸術振興基金利子	△232
		職員退職手当基金利子	93
		協働でつくる長浜まちづくり基金利子	2,361
		丹生ダム対策基金利子	17
		地球温暖化対策推進基金利子	△640
		過疎地域自立促進特別事業基金利子	△190
		公共施設等保全整備基金利子	△5,194
		地域の元気づくり基金利子	△3,659
		まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金利子	170
		公共施設等整備基金利子	△12,289
		保育士等確保緊急対策基金利子	△14
		子ども未来教育基金利子	607
		新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を 応援する基金利子	△50
		デジタル化推進基金利子	△1,159
		公共施設等総合管理基金利子	18,829
		環境と社会経済の好循環創造基金利子	4,867

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費寄附金	280,600		

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	980,112	△980,112	0
2 減債基金繰入金	1,336,842	△609,279	727,563
3 ふるさと振興基金繰入金	10,750	△10,750	0
6 地域福祉基金繰入金	285,473	500	285,973
11 協働でつくる長浜まちづくり基金繰入金	88,500	22,000	110,500
13 地球温暖化対策推進基金繰入金	17,169	△17,169	0
21 過疎地域自立促進特別事業基金繰入金	12,000	△12,000	0
23 地域の元気づくり基金繰入金	17,641	△17,641	0
24 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	207,728	△11,000	196,728
25 公共施設等整備基金繰入金	165,978	△165,978	0
26 公共施設等保全整備基金繰入金	413,724	△413,724	0
30 新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金繰入金	35,000	△35,000	0
32 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	20,000	47,310	67,310
33 公共施設等総合管理基金繰入金	0	562,102	562,102
計	3,679,735	△1,640,741	2,038,994

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	925,546	393,743	1,319,289
計	925,546	393,743	1,319,289

(款) 20 諸収入

(項) 4 受託事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費受託事業収入	15,000	△5,000	10,000
計	42,135	△5,000	37,135

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	△980,112		
1 減債基金繰入金	△609,279		
1 ふるさと振興基金繰入金	△10,750		
1 地域福祉基金繰入金	500		
1 協働でつくる長浜まちづくり基金繰入金	22,000		
1 地球温暖化対策推進基金繰入金	△17,169		
1 過疎地域自立促進特別事業基金繰入金	△12,000		
1 地域の元気づくり基金繰入金	△17,641		
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	△11,000		
1 公共施設等整備基金繰入金	△165,978		
1 公共施設等保全整備基金繰入金	△413,724		
1 新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金繰入金	△35,000		
1 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	47,310		
1 公共施設等総合管理基金繰入金	562,102		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	393,743		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会教育費受託事業収入	△5,000	埋蔵文化財発掘調査受託事業収入	△5,000

(款) 20 諸収入
(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
5 雑入	1, 118, 595	△7, 000	1, 111, 595
計	1, 118, 619	△7, 000	1, 111, 619

(款) 21 市債
(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業債	34, 800	42, 000	76, 800
8 土木債	1, 042, 200	△491, 400	550, 800
9 消防債	169, 700	△5, 300	164, 400
10 教育債	302, 800	22, 800	325, 600
13 臨時財政対策債	2, 100, 000	△648, 571	1, 451, 429
計	3, 726, 700	△1, 080, 471	2, 646, 229

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 民生費雑入	△7,000	保育所給食費等負担金	△7,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 農地整備事業債	42,000	土地改良施設整備事業債	42,000
2 河川整備事業債	25,200		
3 都市計画施設整備事業債	△26,500	街路整備事業債	△26,500
4 公営住宅整備事業債	△490,100	市営住宅整備事業債	△490,100
1 消防施設整備事業債	△5,300	消防団拠点施設整備事業債	△5,300
1 学校教育施設整備事業債	3,600	小学校整備事業債	3,600
2 幼稚園施設整備事業債	19,200	幼稚園整備事業債	19,200
1 臨時財政対策債	△648,571		

歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	270,360	△6,670	263,690				△6,670
計	270,360	△6,670	263,690				△6,670

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,805,856	39,126	1,844,982				39,126
6 財務管理費	299,231	476,309	775,540			379,309	97,000
7 支所費	855,705	10,954	866,659				10,954
8 企画費	403,895	△3,928	399,967			3,000	△6,928

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	△3,326	□議会運営事務経費	△6,670
3 職員手当等	△744	報酬	△3,326
8 旅 費	△520	職員手当等	△744
12 委 託 料	△2,080	旅費	△520
		委員会等視察研修委託料	△2,080

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△597	□職員給与費（111人）	41,001
3 職員手当等	47,539	給料	△597
4 共 済 費	△3,441	職員手当等	45,039
8 旅 費	△1,000	共済費	△3,441
13 使用料及び賃借 料	△2,375	□人事管理事務経費	125
		職員手当等	2,500
18 負担金、補助及び交付金	△1,000	使用料及び賃借料	△2,375
		□職員研修事業費	△2,000
		旅費	△1,000
		研修負担金	△1,000
14 工事請負費	94,000	□公有財産管理事務経費	476,309
24 積 立 金	382,309	文化芸術振興基金積立金	22,182
		協働でつくる長浜まちづくり基金積立金	79,396
		まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金積立金	10,600
		地域福祉基金積立金	133,573
		子ども未来教育基金積立金	120,854
		環境と社会経済の好循環創造基金積立金	2,995
		基金利子積立金	12,709
		整備事業費	94,000
2 給 料	△363	□職員給与費（91人）	△2,446
3 職員手当等	210	給料	△363
4 共 済 費	△2,293	職員手当等	210
14 工事請負費	13,400	共済費	△2,293
		□浅井支所等管理経費	8,400
		整備事業費	8,400
		□湖北支所等管理経費	5,000
		整備事業費	5,000
12 委 託 料	2,931	□交通対策事業費	△6,859
18 負担金、補助及び交付金	△6,859	地方バス路線維持費補助金	△4,585
		デマンドタクシー運行補助金	△1,943
		バス車両購入補助金	△331

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 地域振興費	214,143	△22,121	192,022	△2,200		△12,516	△7,405
13 交通安全対策費	27,138	△5,430	21,708				△5,430
17 市民協働推進費	66,114	△1,648	64,466			△2,786	1,138
18 市民まちづくりセンター費	291,837	2,279	294,116				2,279
計	4,724,307	495,541	5,219,848	△2,200		367,007	130,734

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 税務総務費	306,376	△1,000	305,376				△1,000
計	406,120	△1,000	405,120				△1,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		□観音文化振興事業費 財源更正	
		□駅関連施設維持管理事業費 指定管理委託料	2,931 2,931
		□デジタル化推進事業費 財源更正	
7 報 償 費	△6,581	□地域振興政策費	△9,242
12 委 託 料	5,121	報償費	△4,729
18 負担金、補助 及び交付金	△20,661	地域おこし協力隊活動事業委託料	△4,513
		□地域活性化施設管理運営事業費 指定管理委託料	12,130 12,130
		□移住・定住対策事業費 報償費	△4,348 △1,852
		地域おこし協力隊活動事業委託料	△2,496
		□イベント開催事業費	△18,661
		木之本地区観光振興事業負担金	△2,784
		地域イベント開催事業補助金	△8,000
		こほく地域フェスティバル補助金	△2,344
		観音の里ふるさとまつり補助金	△2,033
		木之本地区観光振興事業補助金	△3,200
		余呉湖まつり補助金	△300
		□地域振興事業費	△2,000
		余呉湖健康マラソン補助金	△2,000
18 負担金、補助 及び交付金	△5,430	□交通安全対策事業費	△5,430
		安全・安心のまちづくり推進事業交付金	△5,430
12 委 託 料	△1,648	□市民協働推進事業費	△2,206
		集落支援員設置業務委託料	△2,206
		□地域国際化推進事業費	558
		指定管理委託料	558
12 委 託 料	2,279	□市民まちづくりセンター管理運営事業費	2,279
		指定管理委託料	2,279

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	△200	□税務管理事務経費	△1,000
2 給 料	△291	報酬	△200
3 職員手当等	△509	給料	△291
		職員手当等	△509

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 戸籍住民基本台帳費	339,427	4,092	343,519	4,092			
計	339,427	4,092	343,519	4,092			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	4,557,802	△60,954	4,496,848	△4,472		1,382	△57,864
3 しょうがい福祉費	4,059,596	△14,000	4,045,596	7,000			△21,000
4 老人福祉費	2,164,021	△8,938	2,155,083	5,481			△14,419
6 社会福祉施設費	127,088	47,156	174,244			46,000	1,156
計	11,750,665	△36,736	11,713,929	8,009		47,382	△92,127

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	4,092	□戸籍住民基本台帳管理事務経費 4,092 情報システム委託料 4,092

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	1,200	□職員給与費（64人） △5,458
2 給 料	△4,909	給料 △909
3 職員手当等	△4,657	職員手当等 △2,957
4 共 済 費	△1,592	共済費 △1,592
12 委 託 料	△4,750	□社会福祉協議会活動推進事業費 △4,750
18 負担金、補助 及び交付金	△38,231	地域福祉活動事業委託料 △4,750
27 繰 出 金	△8,015	□国民健康保険特別会計繰出金 △8,015
		□後期高齢者医療広域連合負担金 △38,231
		（医療費）後期高齢者医療広域連合負担金 △37,065
		（事務費）後期高齢者医療広域連合負担金 △1,166
		□社会福祉事業施行事務経費 △4,500
		報酬 1,200
		給料 △4,000
		職員手当等 △1,700
1 報 酬	△4,000	□しょうがい者地域生活支援事業費
2 給 料	△5,000	財源更正
3 職員手当等	△4,700	□しょうがい福祉事務経費 △14,000
8 旅 費	△300	報酬 △4,000
		給料 △5,000
		職員手当等 △4,700
		旅費 △300
18 負担金、補助 及び交付金	742	□地域介護・福祉空間整備事業費 5,481
		地域介護・福祉空間整備事業補助金 5,481
27 繰 出 金	△9,680	□老人保健施設事業会計負担金 511
		□介護保険特別会計繰出金 △9,680
		□高齢者福祉事務経費 △5,250
		老人クラブバス利用補助金 △5,250
12 委 託 料	1,156	□高齢者福祉施設管理運営事業費 41,937
14 工事請負費	46,000	指定管理委託料 △4,063
		整備事業費 46,000
		□健康パークあざい管理運営事業費 5,219
		指定管理委託料 5,219

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	5,357,629	△113,036	5,244,593	△65,994			△47,042
2 児童措置費	10,876	△8,038	2,838	△6,029			△2,009
3 母子等福祉費	459,181	△84,158	375,023	△26,666			△57,492
4 保育所費	1,885,955	△81,502	1,804,453	△22,500		△24,580	△34,422
5 認定こども園費	3,074,101	△73,384	3,000,717	△3,076	19,200	△53,550	△35,958

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△513	□職員給与費（１９人）	484
3 職 員 手 当 等	△1,302	給料	987
4 共 済 費	△201	職員手当等	△302
18 負担金、補助 及び交付金	△67,300	共済費	△201
19 扶 助 費	△43,720	□子ども・子育て支援事業費	△10,000
		扶助費	△10,000
		□児童手当支給事業費	△33,720
		扶助費	△33,720
		□子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	△67,300
		子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	△10,750
		子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）	△56,550
		□子育て世帯応援事業費	
		財源更正	
		□児童福祉事務経費	△2,500
		給料	△1,500
		職員手当等	△1,000
19 扶 助 費	△8,038	□児童措置事業費	△8,038
12 委 託 料	△4,158	□児童扶養手当支給事業費	△84,158
19 扶 助 費	△80,000	情報システム委託料	△4,158
		扶助費	△80,000
2 給 料	△23,342	□職員給与費（５３人）	△3,002
3 職 員 手 当 等	△16,832	給料	△342
4 共 済 費	△8,828	職員手当等	△1,832
10 需 用 費	△2,500	共済費	△828
12 委 託 料	△30,000	□保育所運営支援事業費	△30,000
		保育所運営委託料	△30,000
		□保育所管理運営事業費	△48,500
		給料	△23,000
		職員手当等	△15,000
		共済費	△8,000
		賄材料費	△2,500
2 給 料	△28,798	□職員給与費（１８７人）	△1,384
3 職 員 手 当 等	△15,158	給料	1,202
4 共 済 費	△16,428	職員手当等	△158
10 需 用 費	△8,500	共済費	△2,428
11 役 務 費	△3,000	□認定こども園管理費	△107,000
12 委 託 料	△6,500	給料	△30,000
13 使用料及び賃 借 料	△2,000	職員手当等	△15,000
		共済費	△14,000
14 工事請負費	27,000	賄材料費	△8,500
19 扶 助 費	△20,000	通信運搬費	△3,000
		情報システム委託料	△6,500
		使用料及び賃借料	△2,000

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	10,787,742	△360,118	10,427,624	△124,265	19,200	△78,130	△176,923

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 生活保護総務費	156,975	△1,307	155,668				△1,307
2 扶助費	1,800,000	△180,000	1,620,000	△135,000			△45,000
計	1,956,975	△181,307	1,775,668	△135,000			△46,307

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健衛生総務費	3,850,839	12,982	3,863,821				12,982
2 予防接種費	1,579,503	△283,324	1,296,179	△270,324			△13,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		整備事業費 △28,000
		□認定こども園園舎等維持管理経費 55,000
		整備事業費 55,000
		□認定こども園運営支援事業費 △20,000
		扶助費 △20,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	△786	□職員給与費（19人） △1,307
4 共 済 費	△521	職員手当等 △786
		共済費 △521
19 扶 助 費	△180,000	□生活保護費給付事業費 △180,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△897	□職員給与費（19人） △2,261
3 職員手当等	△562	給料 △897
4 共 済 費	△802	職員手当等 △562
18 負担金、補助 及び交付金	19,363	共済費 △802
27 繰 出 金	△4,120	□救急医療体制運営事業費 △4,120
		休日急患診療所特別会計繰出金 △4,120
		□病院事業会計負担金 19,363
		負担金 19,363
1 報 酬	△7,167	□予防接種事業費 △13,000
3 職員手当等	△5,563	予防接種委託料 △13,000
4 共 済 費	△1,294	□新型コロナウイルスワクチン接種推進事業費 △270,324
8 旅 費	△123	報酬 △7,167
10 需用費	△3,677	職員手当等 △5,563
11 役 務 費	△2,654	共済費 △1,294
12 委 託 料	△261,104	旅費 △123
13 使用料及び賃 借 料	△1,742	消耗品費 △1,000
		燃料費 △90
		印刷製本費 △2,091
		光熱水費 △496
		通信運搬費 △729

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 母子保健費	121,035	△12,000	109,035				△12,000
8 保健センター費	452,039	△10,487	441,552				△10,487
計	6,208,208	△292,829	5,915,379	△270,324			△22,505

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 労働諸費	22,221	1,222	23,443				1,222
計	22,221	1,222	23,443				1,222

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 農業総務費	314,333	△3,033	311,300				△3,033
3 農業振興費	404,140	△1,953	402,187	228			△2,181

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		広告料 △572 手数料 △1,036 筆耕翻訳料 △317 予防接種委託料 △247,112 駐車場整理委託料 △992 使用料及び賃借料 △1,742
12 委 託 料	△12,000	☐ 母子保健事業費 △12,000 ☐ 健診等委託料 △12,000
1 報 酬	△1,500	☐ 職員給与費（４６人） 513
2 給 料	△5,988	給料 1,012
3 職 員 手 当 等	△2,680	職員手当等 △180
4 共 済 費	△319	共済費 △319 ☐ 保健センター管理経費 △11,000 報酬 △1,500 給料 △7,000 職員手当等 △2,500

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	1,222	☐ 勤労者施設管理運営事業費 1,222 ☐ 指定管理委託料 1,222

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△564	☐ 職員給与費（３８人） △3,033
3 職 員 手 当 等	△1,430	給料 △564
4 共 済 費	△1,039	職員手当等 △1,430 共済費 △1,039
7 報 償 費	16,095	☐ 環境こだわり農産物支援事業費 △9,000
12 委 託 料	954	環境保全型農業直接支払交付金 △9,000
18 負担金、補助 及び交付金	△19,002	☐ 担い手支援事業費 △10,002 強い農業・担い手づくり総合支援補助金 △21,602 農業次世代人材投資事業補助金 △8,220 担い手確保・経営強化支援事業補助金 19,820 ☐ 有害鳥獣対策事業費 16,095

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 農地費	1,303,127	78,590	1,381,717	18,000	42,000		18,590
計	2,045,075	73,604	2,118,679	18,228	42,000		13,376

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 林業施設費	13,032	2,408	15,440				2,408
計	194,908	2,408	197,316				2,408

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 水産業振興費	1,262	23,000	24,262				23,000
計	5,446	23,000	28,446				23,000

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工業振興費	1,423,777	△162,876	1,260,901	204,833		13,708	△381,417
3 観光費	284,913	△13,776	271,137	30,000		△87	△43,689

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		報償費 16,095 □農林水産物販売加工施設管理運営事業費 954 指定管理委託料 954
12 委 託 料	20,400	□土地改良事業費 62,504
18 負担金、補助 及び交付金	42,104	ため池耐震診断調査業務委託料 20,400 県営かんがい排水事業負担金 25,142
27 繰 出 金	16,086	県営経営体育成基盤整備事業負担金 16,962 □農業集落排水事業特別会計繰出金 16,086

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	2,408	□林業施設管理運営事業費 2,408 指定管理委託料 2,408

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工 事 請 負 費	23,000	□水産業振興事業費 23,000 整備事業費 23,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△97,755	□商業振興対策事業費 25,000
18 負担金、補助 及び交付金	△65,121	湖の辺のまち長浜未来ビジョン推進業務負担金 25,000 □地域経済活性化対策事業費 財源更正 □企業立地等推進事業費 △5,121 企業立地促進補助金 △5,121 □緊急経済対策事業費 △182,755 キャッシュレス決済ポイント還元事業委託料 △97,755 事業継続強化支援金 △85,000
12 委 託 料	10,489	□宿泊・滞在型観光推進事業費 △10,750

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	1,946,131	△176,652	1,769,479	234,833		13,621	△425,106

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 土木総務費	337,351	△1,109	336,242				△1,109
計	379,149	△1,109	378,040				△1,109

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 道路橋梁総務費	219,807	2,923	222,730				2,923
4 道路新設改良費	764,248	△6,000	758,248			△6,000	
計	2,151,569	△3,077	2,148,492			△6,000	2,923

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 急傾斜地崩壊対策事業費	134,350	△29,000	105,350	△26,051	25,200		△28,149
5 丹生ダム対策費	114,500	△79,233	35,267	△79,233			

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	△24,265	夜の賑わいづくり推進事業補助金	△750
		長浜市観光誘客促進事業補助金	△10,000
		□観光イベント開催事業費	△13,515
		市民まちおこしイベント補助金	△7,015
		長浜・北びわ湖大花火大会補助金	△6,500
		□長浜鉄道スクエア管理運営事業費	2,985
		指定管理委託料	2,985
		□慶雲館管理運営事業費	5,393
		指定管理委託料	5,393
		□己高庵管理運営事業費	2,111
		指定管理委託料	2,111

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△137	□職員給与費（34人）	△1,109
3 職員手当等	△11	給料	△137
4 共 済 費	△961	職員手当等	△11
		共済費	△961

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	2,923	□県営道路事業負担金	2,923
14 工事請負費	△6,000	□橋梁長寿命化事業費	△6,000
		整備事業費	△6,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	△29,000	□急傾斜地崩壊対策事業費	△29,000
		整備事業費	△29,000
12 委 託 料	△1,192	□地域整備事業費	△79,233

(款) 8 土木費
(項) 3 河川費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	348,437	△108,233	240,204	△105,284	25,200		△28,149

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 都市計画総務費	2,158,612	233,232	2,391,844				233,232
3 公園整備費	122,000	△3,969	118,031				△3,969
6 街路事業費	389,468	△59,000	330,468	△29,500	△26,500		△3,000
計	2,726,201	170,263	2,896,464	△29,500	△26,500		226,263

(款) 8 土木費
(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 住宅管理費	1,033,217	△6,710	1,026,507	110,337	△490,100	△53,600	426,653
計	1,037,886	△6,710	1,031,176	110,337	△490,100	△53,600	426,653

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 非常備消防費	267,172	△6,000	261,172		△5,300		△700
3 消防施設費	91,442	2,000	93,442			△4,000	6,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工 事 請 負 費	△78,041	整備事業費	△79,233

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	232,463	□公共下水道事業会計負担金	233,232
		負担金	△522,224
23 投資及び出資 金	769	補助金	754,687
		出資金	769
16 公有財産購入 費	△3,969	□神照運動公園整備事業費	△3,969
		整備事業費	△3,969
21 補償、補填及 び賠償金	△59,000	□地福寺神照線整備事業費	△59,000
		整備事業費	△59,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職 員 手 当 等	652	□職員給与費（7人）	502
4 共 済 費	△150	職員手当等	652
12 委 託 料	△4,993	共済費	△150
18 負担金、補助 及び交付金	△100	□市営住宅整備事業費	△2,189
		公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料	△2,189
20 貸 付 金	△2,119	□改良住宅譲渡事業費	△5,023
		改良住宅譲渡費用負担金	△100
		貸付金	△2,119
		整備事業費	△2,804

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工 事 請 負 費	△6,000	□消防団運営事業費	△6,000
		整備事業費	△6,000
14 工 事 請 負 費	2,000	□消防施設整備事業費	2,000
		整備事業費	2,000

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 災害対策費	253,240	△4,374	248,866				△4,374
計	2,187,840	△8,374	2,179,466		△5,300	△4,000	926

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 事務局費	878,279	55,923	934,202				55,923
3 教育振興費	330,192	△12,211	317,981	△680			△11,531
計	1,286,485	43,712	1,330,197	△680			44,392

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 小学校管理費	526,500	14,500	541,000	2,140	3,600		8,760
計	1,079,569	14,500	1,094,069	2,140	3,600		8,760

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 幼稚園管理費	652,857	△67,000	585,857				△67,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需 用 費	△1,374	□自主防災体制づくり事業費	△4,374
12 委 託 料	△3,000	医薬材料費	△1,374
		防災行政無線保守委託料	△3,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△611	□職員給与費（91人）	△3,077
3 職員手当等	463	給料	△611
4 共 済 費	△2,929	職員手当等	463
13 使用料及び賃借料	1,500	共済費	△2,929
14 工事請負費	57,500	□教育委員会事務経費	59,000
		使用料及び賃借料	1,500
		整備事業費	57,500
2 給 料	△3,579	□心輝く学校づくり推進事業費	△3,154
3 職員手当等	△3,233	使用料及び賃借料	△3,154
4 共 済 費	△1,145	□学校支援事業費	△9,057
8 旅 費	△1,100	給料	△3,579
13 使用料及び賃借料	△3,154	職員手当等	△3,233
		共済費	△1,145
		旅費	△1,100

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	14,500	□小学校校舎等維持管理経費	14,500
		整備事業費	14,500

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	△24,000	□幼稚園管理費	△67,000
2 給 料	△25,000	報酬	△24,000
3 職員手当等	△9,000	給料	△25,000

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	652,857	△67,000	585,857				△67,000

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 生涯学習費	205,344	11,093	216,437	2,910		△232	8,415
5 文化財保護費	46,213	△4,000	42,213				△4,000
6 文化施設費	336,125	1,270	337,395				1,270
7 埋蔵文化財調査受託事業費	15,000	△5,000	10,000			△5,000	
計	915,514	3,363	918,877	2,910		△5,232	5,685

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	△9,000	職員手当等 △9,000 共済費 △9,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	4,493	□文化芸術活動振興事業費
14 工 事 請 負 費	6,600	財源更正
		□市民文化ホール管理運営事業費 3,725 指定管理委託料 3,725
		□長浜市民交流センター管理運営事業費 443 指定管理委託料 443
		□勤労青少年施設等管理運営事業費 317 指定管理委託料 317
		□虎姫時遊館管理運営事業費 8 指定管理委託料 8
		□生涯学習施設整備事業費 6,600 整備事業費 6,600
18 負担金、補助 及び交付金	△4,000	□指定文化財等保存整備事業費 △4,000 指定文化財保存修理補助金 △4,000
2 給 料	△190	□職員給与費（11人） △1,040
3 職 員 手 当 等	△546	給料 △190
4 共 済 費	△304	職員手当等 △546
12 委 託 料	2,310	共済費 △304 □長浜城歴史博物館管理運営事業費 財源更正 □文化施設管理運営費 2,310 指定管理委託料 2,310
2 給 料	△3,078	□埋蔵文化財調査受託事業費 △5,000
10 需 用 費	△1,139	給料 △3,078
12 委 託 料	△333	消耗品費 △95
17 備 品 購 入 費	△450	燃料費 △20 印刷製本費 △1,024 埋蔵文化財調査委託料 △333 備品購入費 △450

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 体育振興費	56,785	△2,667	54,118				△2,667
3 体育施設費	420,983	21,365	442,348				21,365
計	1,544,858	18,698	1,563,556				18,698

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△2,167	□スポーツ振興対策事業費 △2,667
18 負担金、補助 及び交付金	△500	「長浜ツーデーマーチ」事業委託料 △440 「あざいお市マラソン」事業委託料 △1,127 「友好都市少年スポーツ交流事業」事業委託料 △600 スポーツ大会運営補助金 △500
12 委 託 料	21,365	□スポーツ施設管理運営事業費 21,365 指定管理委託料 21,365

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,069	44,764	
	議 員	24	109,114		36,924	3.35			146,038	37,634	183,672	
	その他の特別職	1,578	76,564						76,564		76,564	
	計	1,605	185,678	28,200	46,371			48	260,297	44,703	305,000	
補正前	長 等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,069	44,764	
	議 員	25	112,440		37,668	3.35			150,108	37,634	187,742	
	その他の特別職	1,578	76,585						76,585		76,585	
	計	1,606	189,025	28,200	47,115			48	264,388	44,703	309,091	
比 較	長 等											
	議 員	-1	-3,326		-744				-4,070		-4,070	
	その他の特別職		-21						-21		-21	
	計	-1	-3,347		-744				-4,091		-4,091	

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,390 (1,013)	871,053	4,645,821	3,425,637	8,942,511	1,615,695	10,558,206	
補正前	1,478 (1,008)	906,699	4,749,678	3,444,132	9,100,509	1,666,942	10,767,451	
比 較	-88 (5)	-35,646	-103,857	-18,495	-157,998	-51,247	-209,245	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	106,990	85,995	30,705	208,667	377,051	648	1,934	1,190,368	606,319	141,074		63,312	612,574
補正前	107,225	90,829	28,198	208,813	403,683	648	1,846	1,218,142	612,191	144,171		63,312	565,074
比 較	-235	-4,834	2,507	-146	-26,632		88	-27,774	-5,872	-3,097			47,500

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	993 (7)		3,559,814	2,969,484	6,529,298	1,223,628	7,752,926	
補正前	993 (7)		3,561,223	2,936,394	6,497,617	1,241,436	7,739,053	
比 較			-1,409	33,090	31,681	-17,808	13,873	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	106,990	61,575	30,705	208,667	330,108		1,694	854,818	606,319	110,296		63,312	595,000
補正前	107,225	62,003	28,198	208,813	333,638		1,606	859,088	612,191	110,320		63,312	550,000
比 較	-235	-428	2,507	-146	-3,530		88	-4,270	-5,872	-24			45,000

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	397 (1,006)	871,053	1,086,007	456,153	2,413,213	392,067	2,805,280	
補正前	485 (1,001)	906,699	1,188,455	507,738	2,602,892	425,506	3,028,398	
比 較	-88 (5)	-35,646	-102,448	-51,585	-189,679	-33,439	-223,118	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		24,420			46,943	648	240	335,550		30,778			17,574
補正前		28,826			70,045	648	240	359,054		33,851			15,074
比 較		-4,406			-23,102			-23,504		-3,073			2,500

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	-103,857	1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分	-103,857	
職員手当	-18,495	1.制度改正に伴う増減分		
		2.その他の増減分	-18,495	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和4年 1月1日 現在	平均給料月額	328,885	397,932	285,276	309,818				212,383
	平均給与月額	403,243	504,882	332,639	356,661				234,595
	平均年齢(歳)	43歳5月	47歳3月	36歳7月	54歳1月				62歳1月

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900		-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日 現在	1	42	6.7	1			1	55	19.1	1		
	2	58	9.2	2	17	60.7	2	87	30.2	2	4	23.5
	3	114	18.1	3	8	28.6	3	50	17.4	3	2	11.8
	4	175	27.7	4	3	10.7	4	51	17.7	4	11	64.7
	5	142	22.5				5	25	8.7			
	6	65	10.3				6	20	6.9			
	7	35	5.5				7					
	計	631	100	計	28	100	計	288	100	計	17	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日 現在	1			1			1			1	15	42.9
	2			2			2			2	10	28.6
	3			3			3			3	2	5.7
	4			4			4			4	2	5.7
				5			5			5	4	11.4
				6			6			6	2	5.7
				7						7		
	計			計			計			計	35	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行う 看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和3年度	2.225	2.225	4.450	有	
国の制度	2.225	2.225	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和4年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.05	-	-	0.07	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和4年1月1日現在)	7.31	11.25	-	-	11.76	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

令和 3 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 4 8, 3 9 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 2 0 4, 2 6 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,068,684	△4,711	2,063,973
	1 国民健康保険料	2,068,684	△4,711	2,063,973
2 国民健康保険税		796	△11	785
	1 国民健康保険税	796	△11	785
4 国庫支出金		0	4,065	4,065
	2 国庫補助金	0	4,065	4,065
7 県支出金		8,066,352	143,968	8,210,320
	2 県補助金	8,066,352	143,968	8,210,320
9 財産収入		860	19	879
	1 財産運用収入	860	19	879
10 繰入金		845,483	2,652	848,135
	1 他会計繰入金	845,483	△8,015	837,468
	2 基金繰入金	0	10,667	10,667
11 繰越金		25,195	2,416	27,611
	1 繰越金	25,195	2,416	27,611
歳入合計		11,055,865	148,398	11,204,263

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		163,071	△2,985	160,086
	1 総務管理費	147,961	△2,985	144,976
2 保険給付費		7,840,776	162,453	8,003,229
	1 療養諸費	6,813,232	98,943	6,912,175
	2 高額療養費	983,360	63,510	1,046,870
4 保健事業費		133,649	△6,566	127,083
	1 保健事業費	133,649	△6,566	127,083
5 諸支出金		117,883	△4,504	113,379
	1 基金費	860	19	879
	3 繰出金	47,214	△4,523	42,691
歳出合計		11,055,865	148,398	11,204,263

令和 3 年度長浜市国民健康保険特別会計
補正予算（第 2 号）説明書

歳入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	2,068,470	△4,555	2,063,915
2 退職被保険者等国民健康保険料	214	△156	58
計	2,068,684	△4,711	2,063,973

(款) 2 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	788	△10	778
2 退職被保険者等国民健康保険税	8	△1	7
計	796	△11	785

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 災害臨時特例補助金	0	4,065	4,065
計	0	4,065	4,065

(款) 7 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 保険給付費等交付金	8,050,828	143,968	8,194,796
計	8,066,352	143,968	8,210,320

(款) 9 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	860	19	879
計	860	19	879

(款) 10 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	845,483	△8,015	837,468

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年分	△15,032		
2 滞納繰越分	10,477		
1 現年分	△65		
2 滞納繰越分	△91		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 滞納繰越分	△10		
2 滞納繰越分	△1		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 災害臨時特例補助金	4,065		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保険給付費等交付金（普通交付金）	162,453		
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	△18,485		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	19		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保険基盤安定繰入金	△5,963		
3 職員給与費等繰入金	△2,985		

(款) 10 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	845,483	△8,015	837,468

(款) 10 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険財政調整基金繰入金	0	10,667	10,667
計	0	10,667	10,667

(款) 11 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	25,195	2,416	27,611
計	25,195	2,416	27,611

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 財政安定化支援事業繰入金	933	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 国民健康保険財政調整基金繰入金	10,667	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	2,416	

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	140,509	△2,985	137,524				△2,985
計	147,961	△2,985	144,976				△2,985

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者療養給付費	6,732,199	88,148	6,820,347	88,148			
2 退職被保険者等療養給付費	105	△105	0	△105			
3 一般被保険者療養費	58,072	10,901	68,973	10,901			
4 退職被保険者等療養費	1	△1	0	△1			
計	6,813,232	98,943	6,912,175	98,943			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者高額療養費	981,775	62,782	1,044,557	62,782			
2 退職被保険者等高額療養費	25	△25	0	△25			
3 一般被保険者高額介護合算療養費	1,500	813	2,313	813			
4 退職被保険者等高額介護合算療養費	60	△60	0	△60			
計	983,360	63,510	1,046,870	63,510			

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健衛生普及費	17,012	0	17,012	△561			561

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△111	□職員給与費（１０人）△2,985
3 職 員 手 当 等	△2,755	給料△111
4 共 済 費	△119	職員手当等△2,755
		共済費△119

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	88,148	□一般被保険者療養給付費88,148
18 負担金、補助及び交付金	△105	□退職被保険者等療養給付費△105
18 負担金、補助及び交付金	10,901	□一般被保険者療養費10,901
18 負担金、補助及び交付金	△1	□退職被保険者等療養費△1

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	62,782	□一般被保険者高額療養費62,782
18 負担金、補助及び交付金	△25	□退職被保険者等高額療養費△25
18 負担金、補助及び交付金	813	□一般被保険者高額介護合算療養費813
18 負担金、補助及び交付金	△60	□退職被保険者等高額介護合算療養費△60

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 特定健康診査等事業費	116,637	△6,566	110,071	△6,633			67
計	133,649	△6,566	127,083	△7,194			628

(款) 5 諸支出金

(項) 1 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 基金費	860	19	879			19	
計	860	19	879			19	

(款) 5 諸支出金

(項) 3 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 他会計繰出金	47,214	△4,523	42,691	△4,523			
計	47,214	△4,523	42,691	△4,523			

(款) 6 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者医療給付費	1,870,162	0	1,870,162	△2,703			2,703
計	1,873,188	0	1,873,188	△2,703			2,703

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△6,566	□特定健康診査等事業費 △6,566 特定健康診査等委託料 △6,566

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	19	□国民健康保険財政調整基金積立金 19

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 投資及び出資金	△3,850	□国民健康保険特別会計（直診勘定）繰出金 △673 □湖北病院負担金 △3,850
27 繰 出 金	△673	出資金 △3,850

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	15	264						264		264	
	計	15	264						264		264	
補正前	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	15	264						264		264	
	計	15	264						264		264	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)		給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	13	(23)	6,635	42,732	27,693	77,060	14,758	91,818	
補正前	13	(23)	6,635	42,843	30,348	79,826	14,877	94,703	
比 較				-111	-2,655	-2,766	-119	-2,885	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	816	1,011	248	1,775	5,834		39	10,407	6,256	1,307			
補正前	1,632	725		1,775	7,605		8	10,830	6,438	1,335			
比 較	-816	286	248		-1,771		31	-423	-182	-28			

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)		給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	10	(0)		36,898	25,388	62,286	12,767	75,053	
補正前	10	(0)		37,009	28,043	65,052	12,886	77,938	
比 較				-111	-2,655	-2,766	-119	-2,885	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	816	937	248	1,775	5,611		39	8,574	6,256	1,132			
補正前	1,632	651		1,775	7,382		8	8,997	6,438	1,160			
比 較	-816	286	248		-1,771		31	-423	-182	-28			

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	3 (23)	6,635	5,834	2,305	14,774	1,991	16,765	
補正前	3 (23)	6,635	5,834	2,305	14,774	1,991	16,765	
比 較								

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		74			223			1,833		175			
補正前		74			223			1,833		175			
比 較													

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	-111	1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分	-111	
職員手当	-2,655	1.制度改正に伴う増減分		
		2.その他の増減分	-2,655	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和4年 1月1日 現在	平均給料月額	313,940							
	平均給与月額	373,311							
	平均年齢(歳)	40歳3月							

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900		-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日 現在	1	2	20.0	1			1			1		
	2	1	10.0	2			2			2		
	3			3			3			3		
	4	4	40.0	4			4			4		
	5	3	30.0				5					
	6						6					
	7						7					
	計	10	100	計			計			計		

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日 現在	1			1			1			1		
	2			2			2			2		
	3			3			3			3		
	4			4			4			4		
				5			5			5		
				6			6			6		
				7						7		
	計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和3年度	2.225	2.225	4.450	有	
国の制度	2.225	2.225	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和4年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.10	0.10	-	-	-	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和4年1月1日現在)	20.00	20.00	-	-	-	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

令和 3 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 2 号）

令和 3 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1, 018 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 164, 156 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		20,647	3,590	24,237
	1 外来収入	20,647	3,590	24,237
3 国庫支出金		0	250	250
	2 国庫補助金	0	250	250
5 財産収入		9,294	△1,018	8,276
	1 財産運用収入	9,294	△1,018	8,276
7 繰入金		130,805	△3,840	126,965
	1 他会計繰入金	59,168	△673	58,495
	2 基金繰入金	71,637	△3,167	68,470
歳入合計		165,174	△1,018	164,156

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		9,294	△1,018	8,276
	1 基金費	9,294	△1,018	8,276
歳出合計		165,174	△1,018	164,156

令和 3 年度長浜市国民健康保険特別会計
(直診勘定) 補正予算 (第 2 号) 説明書

歳入

(款) 1 診療収入

(項) 1 外来収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 国保診療報酬収入	3,728	1,206	4,934
3 後期高齢者診療報酬収入	9,558	1,053	10,611
5 その他の診療報酬収入	346	1,331	1,677
計	20,647	3,590	24,237

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 衛生費国庫補助金	0	250	250
計	0	250	250

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	9,294	△1,018	8,276
計	9,294	△1,018	8,276

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 国民健康保険特別会計（事業勘定）繰入金	27,594	△673	26,921
計	59,168	△673	58,495

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険直営診療所管理運営基金繰入金	71,637	△3,167	68,470
計	71,637	△3,167	68,470

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分	1,206	中之郷歯科診療所	1,206
1 現年度分	1,053	中之郷歯科診療所	1,053
1 現年度分	1,331	中之郷歯科診療所	1,331

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費補助金	250	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金	250

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	△1,018		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 国民健康保険特別会計（事業勘定）繰入金	△673	中之郷診療所	158
		中之郷歯科診療所	△626
		浅井東診療所	△16
		にしあざい診療所	△189

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 国民健康保険直営診療所管理運営基金繰入金	△3,167		

歳出

(款) 2 医業費

(項) 1 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 医療用消耗器材費	8,776	0	8,776	250			△250
計	13,090	0	13,090	250			△250

(款) 4 諸支出金

(項) 1 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 基金費	9,294	△1,018	8,276			△1,018	
計	9,294	△1,018	8,276			△1,018	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	△1,018	□国民健康保険直営診療所管理運営基金積立金 △1,018

令和 3 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 13,821 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,470,821 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,144,510	13,821	1,158,331
	1 後期高齢者医療保険料	1,144,510	13,821	1,158,331
歳入	合計	1,457,000	13,821	1,470,821

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,421,087	13,821	1,434,908
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,421,087	13,821	1,434,908
歳出	合計	1,457,000	13,821	1,470,821

令和 3 年度長浜市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第 1 号）説明書

歳入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
2 普通徴収保険料	300,070	13,821	313,891
計	1,144,510	13,821	1,158,331

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 現年度分	13,821	

歳出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,421,087	13,821	1,434,908			13,821	
計	1,421,087	13,821	1,434,908			13,821	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	13,821	☐ 後期高齢者医療広域連合納付金 13,821

令和 3 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 9, 313 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12, 128, 865 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 財産収入		1,639	367	2,006
	1 財産運用収入	1,639	367	2,006
8 繰入金		1,790,392	△9,680	1,780,712
	1 他会計繰入金	1,790,392	△9,680	1,780,712
歳入合計		12,138,178	△9,313	12,128,865

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		261,079	△9,680	251,399
	1 総務管理費	191,893	△5,979	185,914
	3 介護認定審査会費	62,591	△3,701	58,890
6 諸支出金		357,384	367	357,751
	1 基金費	174,238	367	174,605
歳出合計		12,138,178	△9,313	12,128,865

令和 3 年度長浜市介護保険特別会計
補正予算（第 2 号）説明書

歳入

(款) 7 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	1,639	367	2,006
計	1,639	367	2,006

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	1,790,392	△9,680	1,780,712
計	1,790,392	△9,680	1,780,712

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 基金利子	367	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 その他一般会計繰入金	△9,680	

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	186,621	△5,979	180,642				△5,979
計	191,893	△5,979	185,914				△5,979

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 認定調査等費	41,076	△3,701	37,375				△3,701
計	62,591	△3,701	58,890				△3,701

(款) 6 諸支出金

(項) 1 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 基金費	174,238	367	174,605			367	
計	174,238	367	174,605			367	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△4,406	□職員給与費（17人）△5,979
3 職員手当等	△752	給料△4,406
4 共 済 費	△821	職員手当等△752
		共済費△821

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	△3,701	□介護認定調査事務経費△3,701
		手数料△3,701

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	367	□介護保険財政調整基金積立金367

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	91	14,831						14,831		14,831	
	計	91	14,831						14,831		14,831	
補正前	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	91	14,831						14,831		14,831	
	計	91	14,831						14,831		14,831	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)		給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	26	(9)	9,009	85,195	52,608	146,812	28,018	174,830	
補正前	26	(9)	9,009	89,601	53,560	152,170	28,839	181,009	
比 較				-4,406	-952	-5,358	-821	-6,179	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	936	1,708	275	2,462	14,282			20,000	10,360	2,585			
補正前	954	1,728		2,461	12,697			21,575	11,552	2,593			
比 較	-18	-20	275	1	1,585			-1,575	-1,192	-8			

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)		給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	17	(0)		61,383	44,698	106,081	21,417	127,498	
補正前	17	(0)		65,789	45,650	111,439	22,238	133,677	
比 較				-4,406	-952	-5,358	-821	-6,179	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	936	1,133	275	2,462	13,462			14,199	10,360	1,871			
補正前	954	1,153		2,461	11,877			15,774	11,552	1,879			
比 較	-18	-20	275	1	1,585			-1,575	-1,192	-8			

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	9 (9)	9,009	23,812	7,910	40,731	6,601	47,332	
補正前	9 (9)	9,009	23,812	7,910	40,731	6,601	47,332	
比較								

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		575			820			5,801		714			
補正前		575			820			5,801		714			
比較													

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	-4,406	1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分	-4,406	
職員手当	-952	1.制度改正に伴う増減分		
		2.その他の増減分	-952	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和4年 1月1日 現在	平均給料月額	303,594							
	平均給与月額	378,035							
	平均年齢(歳)	41歳1月							

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900		-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日 現在	1	3	17.6	1			1			1		
	2	2	11.9	2			2			2		
	3	4	23.5	3			3			3		
	4	4	23.5	4			4			4		
	5	4	23.5				5					
	6						6					
	7						7					
	計	17	100	計			計			計		

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日 現在	1			1			1			1		
	2			2			2			2		
	3			3			3			3		
	4			4			4			4		
				5			5			5		
				6			6			6		
				7						7		
	計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度の業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度の業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和3年度	2.225	2.225	4.450	有	
国の制度	2.225	2.225	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和4年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和4年1月1日現在)	-	-	-	-	-	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称								

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

令和 3 年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4, 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		9,667	△1,729	7,938
	2 負担金	9,667	△1,729	7,938
2 使用料及び手数料		8,852	1,599	10,451
	1 使用料	8,851	1,599	10,450
4 繰入金		21,479	△4,120	17,359
	1 他会計繰入金	21,479	△4,120	17,359
7 国庫支出金		0	250	250
	1 国庫補助金	0	250	250
歳入合計		40,000	△4,000	36,000

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 衛生費		39,000	△4,000	35,000
	1 保健衛生費	39,000	△4,000	35,000
歳出合計		40,000	△4,000	36,000

令和 3 年度長浜市休日急患診療所特別会計
補正予算（第 1 号）説明書

歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 休日診療所運営負担金	9,667	△1,729	7,938
計	9,667	△1,729	7,938

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 衛生手数料	8,851	1,599	10,450
計	8,851	1,599	10,450

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	21,479	△4,120	17,359
計	21,479	△4,120	17,359

(款) 7 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 衛生費国庫補助金	0	250	250
計	0	250	250

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 休日診療所運営負担金	△1,729	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 休日診療所使用料	1,599	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△4,120	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費補助金	250	

歳出

(款) 1 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 診療所運営費	39,000	△4,000	35,000	250			△4,250
計	39,000	△4,000	35,000	250			△4,250

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	△3,000	□診療所管理運営費	△4,000
11 役 務 費	△1,000	報酬	△3,000
		手数料	△1,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	147	15,140						15,140		15,140	
	計	147	15,140						15,140		15,140	
補正前	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	147	16,740						16,740		16,740	
	計	147	16,740						16,740		16,740	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職		-1,600						-1,600		-1,600	
	計		-1,600						-1,600		-1,600	

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1 (20)	6,244	2,415	695	9,354	688	10,042	
補正前	1 (20)	7,644	2,415	695	10,754	688	11,442	
比 較		-1,400			-1,400		-1,400	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後					94			529		72			
補正前					94			529		72			
比 較													

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後								
補正前								
比 較								

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後													
補正前													
比 較													

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1 (20)	6,244	2,415	695	9,354	688	10,042	
補正前	1 (20)	7,644	2,415	695	10,754	688	11,442	
比 較		-1,400			-1,400		-1,400	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後					94			529		72			
補正前					94			529		72			
比 較													

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料		1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分		
職員手当		1.制度改正に伴う増減分		
		2.その他の増減分		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和4年 1月1日 現在	平均給料月額								
	平均給与月額								
	平均年齢(歳)								

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900		-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日 現在	1			1			1			1		
	2			2			2			2		
	3			3			3			3		
	4			4			4			4		
	5						5					
	6						6					
	7						7					
	計			計			計			計		

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日 現在	1			1			1			1		
	2			2			2			2		
	3			3			3			3		
	4			4			4			4		
				5			5			5		
				6			6			6		
				7						7		
	計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和3年度	2.225	2.225	4.450	有	
国の制度	2.225	2.225	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和4年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和4年1月1日現在)	-	-	-	-	-	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称								

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

令和 3 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 61,967 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,262,225 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		323,218	△1,788	321,430
	1 使用料	323,124	△1,764	321,360
	2 手数料	94	△24	70
5 財産収入		245	△18	227
	1 財産運用収入	245	△18	227
6 繰入金		791,509	16,086	807,595
	1 他会計繰入金	791,509	16,086	807,595
8 諸収入		7,720	△347	7,373
	1 雑入	7,300	△167	7,133
	3 延滞金、加算金及び過料	420	△180	240
9 市債		201,400	△75,900	125,500
	1 市債	201,400	△75,900	125,500
歳入合計		1,324,192	△61,967	1,262,225

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		29,555	△2,267	27,288
	1 総務管理費	29,555	△2,267	27,288
2 農業集落排水事業費		674,116	△59,700	614,416
	1 農業集落排水事業費	674,116	△59,700	614,416
歳出合計		1,324,192	△61,967	1,262,225

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 201,400	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 125,500	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

令和 3 年度長浜市農業集落排水事業
特別会計補正予算（第 2 号）説明書

歳入

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水施設使用料	323, 124	△1, 764	321, 360
計	323, 124	△1, 764	321, 360

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水施設手数料	94	△24	70
計	94	△24	70

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	245	△18	227
計	245	△18	227

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	791, 509	16, 086	807, 595
計	791, 509	16, 086	807, 595

(款) 8 諸収入

(項) 1 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	7, 300	△167	7, 133
計	7, 300	△167	7, 133

(款) 8 諸収入

(項) 3 延滞金、加算金及び過料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 延滞金	420	△180	240
計	420	△180	240

(款) 9 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業債	201, 400	△75, 900	125, 500

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分	△1,780		
3 行政財産使用料	16		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 督促手数料	△24		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	△18		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	16,086		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業集落排水事業費雑入	△167		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 延滞金	△180		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業集落排水事業債	△75,900	農業集落排水事業債	△22,200

(款) 9 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
計	201,400	△75,900	125,500

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
	金 額		
		公営企業施設等整理債	△53,700

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	29,555	△2,267	27,288				△2,267
計	29,555	△2,267	27,288				△2,267

(款) 2 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 施設管理費	618,716	△33,500	585,216		△52,000	333	18,167
2 施設整備費	55,400	△26,200	29,200		△23,900	△500	△1,800
計	674,116	△59,700	614,416		△75,900	△167	16,367

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△1,657	□職員給与費（4人）△2,267
3 職員手当等	13	給料△1,657
4 共 済 費	△623	職員手当等13
		共済費△623

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	△20,500	□処理施設管理経費△33,500
12 委 託 料	△13,000	光熱水費△500
		修繕料△20,000
		処理施設維持管理委託料△13,000
14 工 事 請 負 費	△26,200	□農業集落排水施設整備費△26,200
		整備事業費△26,200

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											
補正前	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	4 (1)		13,584	8,171	21,755	4,200	25,955	
補正前	4 (1)		15,241	8,158	23,399	4,823	28,222	
比 較			-1,657	13	-1,644	-623	-2,267	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	318	313			1,502		52	3,320	2,299	367			
補正前	318	538	336		653		36	3,545	2,316	416			
比 較		-225	-336		849		16	-225	-17	-49			

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	4 (0)		11,860	7,616	19,476	3,832	23,308	
補正前	4 (0)		13,517	7,603	21,120	4,455	25,575	
比 較			-1,657	13	-1,644	-623	-2,267	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	318	210			1,417		52	2,953	2,299	367			
補正前	318	435	336		568		36	3,178	2,316	416			
比 較		-225	-336		849		16	-225	-17	-49			

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	0 (1)		1,724	555	2,279	368	2,647	
補正前	0 (1)		1,724	555	2,279	368	2,647	
比 較								

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		103			85			367					
補正前		103			85			367					
比 較													

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	-1,657	1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分	-1,657	
職員手当	13	1.制度改正に伴う増減分		
		2.その他の増減分	13	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和4年 1月1日 現在	平均給料月額	252,575							
	平均給与月額	277,096							
	平均年齢(歳)	33歳0月							

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900		-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日 現在	1			1			1			1		
	2	1	25.0	2			2			2		
	3	3	75.0	3			3			3		
	4			4			4			4		
	5						5					
	6						6					
	7						7					
	計	4	100	計			計			計		

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日 現在	1			1			1			1		
	2			2			2			2		
	3			3			3			3		
	4			4			4			4		
				5			5			5		
				6			6			6		
				7						7		
	計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和3年度	2.225	2.225	4.450	有	
国の制度	2.225	2.225	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和4年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.41	0.41	-	-	-	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和4年1月1日現在)	75.00	75.00	-	-	-	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

令和3年度長浜市病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和3年度長浜市病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和3年度長浜市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 長浜病院事業収益	14,490,000 千円	0 千円	14,490,000 千円
第1項 医業収益	13,533,239 千円	△1,244,581 千円	12,288,658 千円
第2項 医業外収益	956,761 千円	1,244,581 千円	2,201,342 千円
第2款 湖北病院事業収益	3,190,000 千円	0 千円	3,190,000 千円
第1項 医業収益	2,491,164 千円	△391,474 千円	2,099,690 千円
第2項 医業外収益	698,836 千円	391,474 千円	1,090,310 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「951,510千円」を「951,480千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 長浜病院資本的収入	687,421 千円	0 千円	687,421 千円
第1項 企業債	94,800 千円	△500 千円	94,300 千円
第3項 補助金	16,050 千円	500 千円	16,550 千円
第2款 湖北病院資本的収入	197,429 千円	△3,820 千円	193,609 千円
第1項 企業債	156,000 千円	△1,300 千円	154,700 千円
第2項 出資金	41,429 千円	△3,850 千円	37,579 千円
第3項 補助金	0 千円	1,330 千円	1,330 千円
支 出			
第2款 湖北病院資本的支出	311,486 千円	△3,850 千円	307,636 千円
第1項 建設改良費	163,764 千円	△3,850 千円	159,914 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院の建設改良費	千円 250,800	普通貸借又は証券発行の方法による。ただし、その全部又は一部を翌年度以降に繰り越し、起債することができる。	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 249,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

(他会計からの負担金等の補正)

第5条 予算第10条中「546,691千円」を「566,054千円」に、「41,429千円」を「37,579千円」に改める。

令和4年3月8日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 3 年度長浜市病院事業会計
補正予算（第 4 号）説明書

令和3年度 長浜市病院事業会計補正予算(第4号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院 事 業 収 益			14,490,000	0	14,490,000	
	1. 医業収益		13,533,239	△ 1,244,581	12,288,658	
		1. 入院収益	8,865,470	△ 1,244,581	7,620,889	
	2. 医業外収益		956,761	1,244,581	2,201,342	
		2. 補助金	24,676	1,237,541	1,262,217	
		5. 訪問看護ステーション収益	105,425	40	105,465	
		7. その他医業外収益	101,791	7,000	108,791	
2. 湖 北 病 院 事 業 収 益			3,190,000	0	3,190,000	
	1. 医業収益		2,491,164	△ 391,474	2,099,690	
		1. 入院収益	1,497,457	△ 391,474	1,105,983	
	2. 医業外収益		698,836	391,474	1,090,310	
		2. 補助金	3,534	367,421	370,955	
		3. 負担金交付金	546,691	19,363	566,054	
		7. その他医業外収益	54,202	4,690	58,892	

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院			687,421	0	687,421	
資 本 の 収 入	1. 企業債		94,800	△ 500	94,300	
		1. 企業債	94,800	△ 500	94,300	
	3. 補助金		16,050	500	16,550	
		3. 国庫補助金	14,550	500	15,050	
2. 湖 北 病 院			197,429	△ 3,820	193,609	
資 本 の 収 入	1. 企業債		156,000	△ 1,300	154,700	
		1. 企業債	156,000	△ 1,300	154,700	
	2. 出資金		41,429	△ 3,850	37,579	
		1. 出資金	41,429	△ 3,850	37,579	
	3. 補助金		0	1,330	1,330	
		1. 国庫補助金	0	1,330	1,330	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2. 湖 北 病 院			311,486	△ 3,850	307,636	
資 本 の 支 出	1. 建設改良費		163,764	△ 3,850	159,914	
		1. 固定資産購入費	163,764	△ 3,850	159,914	

令和3年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和3年度長浜市老人保健施設事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 老人保健施設事業収益	509,000 千円	0 千円	509,000 千円
第1項 療養収益	490,454 千円	△511 千円	489,943 千円
第2項 療養外収益	7,001 千円	511 千円	7,512 千円

第3条 予算第7条中「3, 153千円」を「3, 664千円」に改める。

令和4年3月8日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 3 年度長浜市老人保健施設事業会計
補正予算（第 1 号）説明書

令和 3 年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）実施計画
 収益的收入及び支出
 収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 老人保健施設事業 収益			509,000	0	509,000	
	1 療養収益		490,454	△ 511	489,943	
		3 通所リハビリテーション 療養収益	24,258	△ 511	23,747	
	2 療養外収益		7,001	511	7,512	
		1 負担金交付金	3,153	511	3,664	

令和 3 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 3 年度長浜市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 収	（補正予定額） 入	（計）
第 1 款 下水道事業収益	4,255,197 千円	218,580 千円	4,473,777 千円
第 1 項 営業収益	1,911,618 千円	△7,952 千円	1,903,666 千円
第 2 項 営業外収益	2,343,579 千円	225,973 千円	2,569,552 千円
第 3 項 特別利益	0 千円	559 千円	559 千円

（科 目）	（既決予定額） 支	（補正予定額） 出	（計）
第 1 款 下水道事業費用	3,768,613 千円	△16,063 千円	3,752,550 千円
第 1 項 営業費用	3,301,379 千円	△20,563 千円	3,280,816 千円
第 3 項 特別損失	700 千円	4,500 千円	5,200 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文中括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,868,152 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 77,983 千円、減債積立金 746,149 千円、過年度分損益勘定留保資金 472,976 千円、当年度分損益勘定留保資金 571,044 千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,867,230 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 77,983 千円、減債積立金 746,149 千円、過年度分損益勘定留保資金 472,976 千円、当年度分損益勘定留保資金 570,122 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,575,767千円	△39,199千円	2,536,568千円
第1項 企業債	1,866,900千円	△29,800千円	1,837,100千円
第2項 出資金	286,427千円	769千円	287,196千円
第3項 補助金	398,620千円	△8,200千円	390,420千円
第4項 負担金	22,380千円	△1,968千円	20,412千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,443,919千円	△40,121千円	4,403,798千円
第1項 建設改良費	1,351,731千円	△40,121千円	1,311,610千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 1,866,900	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 1,837,100	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	177,826千円	△12,158千円	165,668千円

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条本文中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,860,188千円である。」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,093,420千円である。」に改める。

令和4年3月8日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 3 年度長浜市公共下水道事業会計
補正予算（第 2 号）説明書

令和3年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 収 益			4,255,197	218,580	4,473,777	
	1 営業収益		1,911,618	△ 7,952	1,903,666	
		1 公共下水道 使 用 料	1,883,172	△ 7,500	1,875,672	公共下水道使用料 △ 7,500
		2 雨水処理 負 担 金	27,329	△ 334	26,995	雨水処理負担金 △ 334
		4 そ の 他 営 業 収 益	1,117	△ 118	999	督促手数料 △ 118
	2 営業外収益		2,343,579	225,973	2,569,552	
		2 負 担 金	827,404	△ 521,890	305,514	他会計負担金 △ 521,890
		3 補 助 金	724,428	754,687	1,479,115	他会計補助金 754,687
		4 長期前受金 戻 入	789,671	△ 5,548	784,123	国庫補助金 △ 2,211 県補助金 △ 59 負担金 △ 299 受贈資産評価額 △ 2,979
		7 雑 収 益	2,076	△ 1,276	800	延滞金 △ 1,276
	3 特別利益		0	559	559	
		2 過年度損益 修 正 益	0	8	8	過年度損益修正益 8
		4 その他特別 利 益	0	551	551	その他特別利益 551

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 費 用			3,768,613	△ 16,063	3,752,550	
	1 営業費用		3,301,379	△ 20,563	3,280,816	
		1 管渠管理費	127,281	△ 3,800	123,481	動力費 △ 800 修繕費 △ 1,000 委託料 △ 2,000
		3 総 係 費	162,869	△ 7,393	155,476	給与 △ 4,921 手当 △ 728 賞与引当金繰入額 △ 481 法定福利費 △ 342 法定福利費 引当金繰入額 △ 65 旅費 144 委託料 △ 1,000
		4 減価償却費	2,177,148	△ 9,370	2,167,778	構築物 △ 8,913 機械及び装置 230 施設利用権 △ 687
	3 特別損失		700	4,500	5,200	
		2 貸倒損失	0	4,500	4,500	貸倒損失 4,500

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			2,575,767	△ 39,199	2,536,568	
	1 企 業 債		1,866,900	△ 29,800	1,837,100	
		1 企 業 債	1,866,900	△ 29,800	1,837,100	建設改良企業債 △ 29,800
	2 出 資 金		286,427	769	287,196	
		1 出 資 金	286,427	769	287,196	他会計出資金 769
	3 補 助 金		398,620	△ 8,200	390,420	
		1 補 助 金	398,620	△ 8,200	390,420	国庫補助金 △ 4,000 県費補助金 △ 4,200
	4 負 担 金		22,380	△ 1,968	20,412	
		1 負 担 金	22,380	△ 1,968	20,412	受益者負担金 △ 1,968

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			4,443,919	△ 40,121	4,403,798	
	1 建設改良費		1,351,731	△ 40,121	1,311,610	
		1 管渠築造費	1,016,060	△ 13,621	1,002,439	給与 △ 2,112 手当 △ 1,586 賞与引当金繰入額 △ 925 法定福利費 △ 823 法定福利費 引当金繰入額 △ 175 工事請負費 △ 8,000
		2 流域下水道 整備負担金	335,671	△ 26,500	309,171	流域下水道 整備負担金 △ 26,500

給 与 費 明 細 書

1. 総括

区 分	職 員 数			給 与 費				法 定	合 計
	特別職 (人)	一 般 職		報 酬	給 料	手 当	計	福 利 費	
	長	その他	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	0	0	18 (4)	5,231	80,822	50,676	136,729	28,220	164,949
補 正 前	0	6	21 (4)	5,231	87,855	54,126	147,212	29,625	176,837
比 較		△ 6	△ 3		△ 7,033	△ 3,450	△ 10,483	△ 1,405	△ 11,888

手当の 内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 手 当	休日勤務 手 当	宿 日 直 手 当	特殊勤務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	2,564	2,078	404	6,306	2,315	0	0	104
	補 正 前	2,682	1,892	486	5,611	3,264	0	0	98
内 訳	比 較	△ 118	186	△ 82	695	△ 949			6
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	地 域 手 当	初任給調整 手 当	単身赴任 手 当	退 職 手 当	賞与引当金 繰 入 額	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補 正 後	14,226	9,452	2,503	0	0	0	10,724	
内 訳	補 正 前	15,085	10,161	2,717	0	0	0	12,130	
	比 較	△ 859	△ 709	△ 214				△ 1,406	

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数			給 与 費				法 定	合 計
	特別職 (人)	一 般 職		報 酬	給 料	手 当	計	福 利 費	
	長	その他	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	0	0	18 (1)	151	80,822	49,690	130,663	27,290	157,953
補 正 前	0	6	21 (1)	151	87,855	53,140	141,146	28,795	169,941
比 較		△ 6	△ 3		△ 7,033	△ 3,450	△ 10,483	△ 1,505	△ 11,988

手当の 内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 手 当	休日勤務 手 当	宿 日 直 手 当	特殊勤務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	2,564	2,078	404	6,306	2,315	0	0	104
	補 正 前	2,682	1,892	486	5,611	3,264	0	0	98
内 訳	比 較	△ 118	186	△ 82	695	△ 949			6
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	地 域 手 当	初任給調整 手 当	単身赴任 手 当	退 職 手 当	賞与引当金 繰 入 額	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補 正 後	13,240	9,452	2,503	0	0	0	10,724	
内 訳	補 正 前	14,099	10,161	2,717	0	0	0	12,130	
	比 較	△ 859	△ 709	△ 214				△ 1,406	

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数			給 与 費				法 定	合 計
	特別職 (人) 長 所 他	一 般 職 (人)		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)	福 利 費 (千円)	
補 正 後	0	0	0 (3)	5,080	0	986	6,066	930	6,996
補 正 前	0	0	0 (3)	5,080	0	986	6,066	830	6,896
比 較								100	100

手当の 内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補 正 後		0			0	0	0	0
	補 正 前		0			0	0	0	0
	比 較								
内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	賞 与 引 当 金 繰 入 額 (千円)	
	補 正 後	986		0	0	0	0	0	
	補 正 前	986		0	0	0	0	0	
	比 較								

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 7,033	給与改定に伴う増減分		
		普通昇給に伴う増加分		
		その他の増減分 △ 7,033		
			職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 人 人 人 補 正 後 19 3 22 補 正 前 22 3 25 増 減 △ 3 0 △ 3	
手 当	△ 3,450	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分 △ 3,450		

3. 給料及び手当の状況

ア 職員1人当たり給与 (円)

区 分	行政職	再任用
令和4年 1月1日現在	平均給料月額	182,680
	平均給与月額	193,210
	平均年齢 (歳)	63歳0月

イ 初任給 (円)

区 分	行政職	技能労務職
高校卒 (初級)	154,900	154,900
短大卒 (中級)	165,900	-
大学卒 (上級)	188,700	-

区 分	国の制度	
	行政職	技能労務職
高校卒 (初級)	150,600	147,900
短大卒 (中級)	-	-
大学卒 (上級)	総合職195,500 一般職182,200	-

ウ 級別職員数

区 分	行政職			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年 1月1日 現在	1			1	1	50.0
	2	1	5.9	2	1	50.0
	3	1	5.9	3		
	4	6	35.3	4		
	5	6	35.3	5		
	6	2	11.8	6		
	7	1	5.9	7		
	計	17	100	計	2	100

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)	(月分)		
令和3年度	2.225	2.225	4.450	有	
国の制度	2.225	2.225	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当 (令和4年1月1日現在)

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		行政職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.08	0.09	
支給対象職員の比率 令和4年1月1日現在(%)	26.32	29.40	
代表的な特殊勤務 手当の名称	工事現場監督 等従事手当	工事現場監督 等従事手当	

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

議案第 30 号

長浜市子ども医療費助成条例の制定について

長浜市子ども医療費助成条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市子ども医療費助成条例

長浜市子ども医療費助成条例（平成19年長浜市条例第24号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子育て環境及び子どもの保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、現に子どもを監護しているものをいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）
 - オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 附加給付 医療保険各法の規定に基づき保険者又は共済組合の規約、定款、運営規則等の規定により医療保険各法の規定による医療に関する給付（以下「保険給付」という。）に準じて給付されるものをいう。

（助成対象者）

第3条 この条例による助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、子ども及び保護者で、次に掲げる全ての要件を備えているものとする。

- (1) 子ども及び保護者が、本市区域内に住所を有すること。
 - (2) 子どもが、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子ども及び保護者は、助成対象者としなない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
 - (2) 規則で定める施設に入所しているとき。
 - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されているとき。
 - (4) 長浜市福祉医療費助成条例（平成18年長浜市条例第105号）の規定により医療費の助成を受けることができるとき。ただし、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が3級に該

当するもの（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者を除く。）及び身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、同表に定める障害の程度が4級に該当するものを除く。

（助成の範囲）

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、保険給付が行われた場合において、当該保険給付の額（助成対象者が医療保険各法の規定により一部負担金を支払わなければならない場合にあっては、当該保険給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額（健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）に満たないときは、規則で定める手続に従い、当該助成対象者に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について、法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき、又は附加給付が行われたときは、その額を控除するものとする。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額及び当該保険給付に関して厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（受給券）

第5条 市長は、助成対象者から申請があった場合には、規則で定めるところにより、子ども医療費の助成を受ける資格を証する子ども医療費受給券（以下「受給券」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにこれを審査し、必要があると認めるときは、助成対象者の同意を得た上で、受給認定に要する事項について、職権により必要な調査をするものとする。

3 市長は、長浜市福祉医療費助成条例第6条第1項の規定に基づき、福祉医療費受給券の交付を受けた助成対象者が、当該福祉医療費受給券の有効期限後、引き続き子ども医療費の助成を受けようとするときは、助成対象者としての要件を確認した上で、第1項に規定する申請を省略して受給券を交付することができる。

4 第1項及び前項の規定により受給券の交付を受けた助成対象者は、子ども医療費の助成を受けようとするときは、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項の指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）において医療の給付を受ける際、当該保険医療機関等に受給券を提示しなければならない。

（助成の方法）

第6条 第4条に規定する子ども医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請するものとし、市長は、当該申請に基づき助成するものとする。ただし、市長は、当該助成申請について助成することが適当でないと認めるときは、助成申請額の全部又は一部の助成を行わないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次条第2項の規定により子ども医療費の助成があったもの

とみなされるときは、前項の規定は、適用しない。

(助成方法の特例)

第7条 市長は、助成対象者が第5条第4項に定める手続に従い、滋賀県内の保険医療機関等において医療の給付を受けた場合には、子ども医療費として当該助成対象者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該助成対象者に対し、子ども医療費の助成があったものとみなす。

(届出)

第8条 第5条第1項及び第3項の規定により、受給券の交付を受けた助成対象者は、規則で定める子ども医療費受給券交付申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は子ども医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出がないときは、職権により調査し、受給券を交付した助成対象者の認定の取消しその他必要な措置をとることができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、助成対象者が助成に係る子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(受給権の保護)

第10条 この条例による子ども医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の長浜市子ども医療費助成条例の規定によりした処分、手続その他の行為で、改正後の長浜市子ども医療費助成条例（以下「新条例」という。）中相当する規定があるものは、新条例によりしたものとみなす。

(準備行為)

3 新条例の施行による受給券の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

長浜市個人情報保護条例の一部改正について

長浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例

長浜市個人情報保護条例（平成18年長浜市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 9 項」に改め、「除く。」の次に「第 1 4 条第 5 号において「法人等」という。」を加える。

第 1 4 条第 5 号中「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）」を「法人等」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市職員の育児休業等に関する条例（平成18年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて市長又は教育委員会を任命権者とする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第 2 1 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 2 2 条第 1 項中「3 0 分」を「1 5 分」に改める。

第 2 5 条を第 2 7 条とし、第 2 4 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 2 5 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 2 6 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 4 第 1 項中「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同項ただし書を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第 15 条の 4 第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において規則で定める額

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 4 号

長浜市行政財産目的外使用料条例の一部改正について

長浜市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例

長浜市行政財産目的外使用料条例（平成18年長浜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

土地	電柱類・電柱支線類	1本につき1年	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）の別表第1に掲げる額
	共架電線その他上空に設ける線類並びに地下に設ける電線その他の線類及び埋設管類	長さ1メートルにつき1年	長浜市道路占用料徴収条例（平成18年長浜市条例第151号）の別表（備考5から備考10までを除く。）に掲げる額
	その他の土地	占用面積1平方メートルにつき1年	1平方メートル当たり評価額の4／100以上8／100以下に相当する額
建物		占用面積1平方メートルにつき1年	財産台帳記載1平方メートル当たり評価額の6／100以上10／100以下に相当する額

」

を

「

土地	電柱類・電柱支線類	1本につき1年	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に掲げる額
	共架電線その他上空に設ける線類並びに地下に設ける電線その他の線類及び埋設管類	長さ1メートルにつき1年	長浜市道路占用料徴収条例（平成18年長浜市条例第151号）別表（備考5から備考10までを除く。）に掲げる額
	その他	使用面積1平方メートルにつき1年	1平方メートル当たり評価額の4／100以上8／100以下に相当する額
建物	床面を使用するもの	使用面積1平方メートルにつき	財産台帳記載1平方メートル当たり評価額の6／100以上10／100以

		1 年	下に相当する額
	壁面・柱類を使用するもの	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	5, 0 0 0 円以下で市長が定める額

に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市営駐輪場条例の一部改正について

長浜市営駐輪場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市営駐輪場条例の一部を改正する条例

長浜市営駐輪場条例（平成18年長浜市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号及び第 6 条（見出しを含む。）中「利用」を「使用」に改める。

第 9 条の見出し中「使用料」を「駐車料金」に改め、同条第 1 項中「額の使用料を納め」を「駐輪場の使用料（以下「駐車料金」という。）を上限に、規則で定める額を支払わ」に改め、同条第 2 項中「使用料」を「駐車料金」に改め、同条第 3 項中「使用料」を「駐車料金」に、「利用」を「使用」に改める。

第 9 条の 2（見出しを含む。）及び第 10 条（見出しを含む。）中「使用料」を「駐車料金」に改める。

第 15 条第 3 号中「第 9 条に規定する使用料」を「駐車料金」に改める。

第 16 条第 1 項中「利用に係る料金」を「駐車料金」に改め、同条第 2 項中「第 9 条に定める使用料」を「別表に定める額」に改める。

第 22 条第 2 項中「第 9 条第 1 項に規定する使用料」を「駐車料金若しくは利用料金」に改める。

別表中「使用料」を「駐車料金」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市国民健康保険条例の一部改正について

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長浜市国民健康保険条例（平成18年長浜市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 32 条」の次に「及び第 32 条の 3」を加える。

第 22 条中「63 万円」を「65 万円」に改める。

第 22 条の 2 中「第 32 条」の次に「及び第 32 条の 3」を加える。

第 22 条の 10 中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 32 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改め、同条第 4 項中「63 万円」を「65 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例第 22 条、第 22 条の 10 及び第 32 条の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

長浜市農業集落排水処理施設条例（平成18年長浜市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表田根北地区農業集落排水処理施設の項、稲葉地区農業集落排水処理施設の項及び高野地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市防災会議条例の一部改正について

長浜市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市防災会議条例の一部を改正する条例

長浜市防災会議条例（平成18年長浜市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（防災会議の特例）

第 3 条の 2 防災会議は、会長が緊急かつやむを得ないと認める場合又は議事が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、書面により意見の聴取及び議決を行うことができる。

- (1) 軽微の決定を要するもの
- (2) 既決事項の軽微な変更を要するもの

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例の一部改正について

長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例の一部を改正する条例

長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例（平成19年長浜市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「一般職に属する市の職員」の次に「（次号オにおいて「一般職の職員」という。）」を、同条第2号中「役員」の次に「（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法律及び法律に基づく命令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）」を加え、同号に次のように加える。

オ 第6条第1項の規定に基づく公益通報の日前1年以内に一般職の職員又はアからエまでのいずれかの者（アに規定する役員を除く。）であった者

第2条第7号中「外部の労働者（市以外の事業者の事業に従事する者をいう。以下同じ。）が、その労務提供先」を「職員等以外の者であって、アからエまでのいずれかに該当するもの（以下、「外部の労働者等」という。）が、当該アからエまでに定める事業者（以下「役務提供先」という。）」に、「当該労務」を「当該役務」に改め、同号に次のように加える。

ア 労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）又は労働者であった者 当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は当該通報の日前1年以内に自ら使用していた事業者（次のイに定める事業者を除く。）

イ 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であった者 当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣（同条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受け、又は当該通報の日前1年以内に受けていた事業者

ウ ア及びイに定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前1年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者 当該他の事業者

エ 役員 次に掲げる事業者

(ア) 当該役員に職務を行わせる事業者

(イ) (ア)に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該役員が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者
第2条第8号及び第18条中「労働者」を「労働者等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

長浜市企業立地促進条例の一部改正について

長浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例

長浜市企業立地促進条例（平成19年長浜市条例第36号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 工場等用地造成助成金 工場等を新增設しようとする指定事業者に対して、新增設するために必要な造成（規則で定めるものをいう。）にかかる費用の一部を助成するもの

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市附属機関設置条例の一部改正について

長浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例

長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部ながはまグローバルチャレンジ応援事業審査会の項中「グローバルチャレンジ」を「チャレンジ&イノベーション」に、「5人」を「10人」に改め、同部長浜市地域公共交通会議の項中「基づき、」を「掲げる」に改め、「増進」の次に「及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する地域公共交通計画の作成」を加え、「23人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 2 号

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」を「第53条・第54条」に改める。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付

認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 9 条」を「第 4 9 条・第 5 0 条」に改める。

第 6 条第 1 項本文中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 5 項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第 4 9 条を第 5 0 条とし、第 6 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 4 9 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市水防協議会条例の廃止について

長浜市水防協議会条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市水防協議会条例を廃止する条例

長浜市水防協議会条例（平成18年長浜市条例第170号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小谷財産区管理会の委員の選任について

小谷財産区管理会の委員に次の者を選任したいから、長浜市財産区管理条例（平成 18 年長浜市条例第 234 号）第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

住 所

氏 名 村上 元

小谷財産区管理会の委員の選任について

議案第 4 5 号	氏 名 村上 元 (むらかみ はじめ) 住 所 生年月日 新再任別 新任 現 在 経 歴 等
-----------	--

指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 2 年議案第 6 5 号で議決を得て指定した湖北みずどりステーションの指定管理者の指定に係る議決事項を次のとおり変更することにつき、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 8 日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 変更事項

指定管理者

変更後 長浜市湖北町尾上 1 0 7 番地
4 B 合同会社 代表社員 山本 享平

（変更前 長浜市湖北町尾上 1 0 7 番地
株式会社紅鮎 代表取締役 山本 清蔵）

2 変更理由

指定管理者の経営形態の見直しに伴う関連会社への事業承継（承継日 令和 4 年 4 月 1 日）により指定管理者を変更します。